船橋市新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成30年11月

船橋市

目 次

Ι	はじめ	E		1
I	新型イ	ンフルエ	ンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
	I −1	新型イン	ノフルエンザ等対策の基本的な戦略及び目的	4
	I -2	新型イン	ノフルエンザ等対策の基本的考え方	5
	II-3	新型イン	ノフルエンザ等対策実施上の留意点	7
	∏-4	新型イン	ノフルエンザ等発生時の被害想定等	8
	I -5	対策推進	重のための役割分担	10
	I -6	行動計画	回の主要6項目	13
		(1)	実施体制	14
		(2)	サーベイランス・情報収集	16
		(3)	情報提供•共有	16
		(4)	予防・まん延防止	18
		(5)	医療	21
		(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	23
	Ⅱ-7	発生段階		23
Ш	各段階	における	対策	27
	Ⅲ − 1	未発生	E期	27
		(1)	実施体制	27
		(2)	サーベイランス・情報収集	28
		(3)	情報提供•共有	29
		(4)	予防・まん延防止	30
		(5)	医療	32
		(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	34
	 11-2	海外夠	卷生期	35
		(1)	実施体制	35
		(2)	サーベイランス・情報収集	36
		(3)	情報提供•共有	38
		(4)	予防・まん延防止	39
		(5)	医療	40
		(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	43
	I I-3	国内	発生早期(県内未発生期)~県内発生早期	44
		(1)	実施体制	44
		(2)	サーベイランス・情報収集	46
		(3)	情報提供•共有	46
		(4)	予防・まん延防止	47
		(5)	医療	50
		(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	52

	 -4	県内原	 弦染期	55
		(1)	実施体制	55
		(2)	サーベイランス・情報収集	57
		(3)	情報提供•共有	57
		(4)	予防・まん延防止	58
		(5)	医療	60
		(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	62
	11 -5	小康斯	yg .	66
		(1)	実施体制	66
		(2)	サーベイランス・情報収集	67
		(3)	情報提供•共有	67
		(4)	予防・まん延防止	68
		(5)	医療	68
		(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	69
発生	E段階ご	との主な	対策	70
船棉	雪市新型	インフル	エンザ等対策本部における各部署の行うべき	71
主な分掌事務				
市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策			83	
用語解説			85	

(1) 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。また、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高い病原性を示す鳥インフルエンザ (A/H5N1) ウイルスが流行しており、このインフルエンザウイルスが人に感染し死亡する例も報告されてきたが、平成21年(2009年)4月には、新型インフルエンザ(A/H1N1) がメキシコで確認され、世界的大流行となった。このとき発生したインフルエンザの病原性は、これまでの季節性インフルエンザと同程度であったが、我が国においても、一時的、地域的に、医療現場の混乱や物資のひっ迫などが起こった。

最近では、平成25年(2013年)3月に、これまで報告されたことがなかった鳥インフルエンザ(A/H7N9)ウイルスの人への感染が中国において確認され、死亡者も出るなど、従来から注目されてきたA/H5N1型に加え、A/H7N9型の鳥インフルエンザウイルスからも新型インフルエンザが発生するのではないかと懸念されている。新たなインフルエンザが発生し、まん延した場合であっても対応できる十分な危機管理体制が必要である。

(2) 国の新型インフルエンザへの取組の経緯

国は、平成17年(2005年)に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「行動計画」という。)を作成して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年(2008年)の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号)で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年(2009年)2月に行動計画を改定した。

同年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の世界的大流行では、我が国の健康被害の程度は、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

これらの教訓等を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、平成23年(2011年)9月に行動計画を改定した。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

国は、これまでの経験を踏まえ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、 平成24年(2012年)5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性の ある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別 措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)を制定し、平成25年 (2013年)4月に施行した。

この法律は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

(4) 政府行動計画の作成

国は、特措法第6条の規定に基づき、平成25年(2013年)6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

(5) 県行動計画の作成

千葉県は、平成17年(2005年)11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、数次にわたり改定を行ってきたが、特措法第7条に基づく行動計画とするため、平成25年(2013年)11月に抜本的に改定を行い、「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成した。

県行動計画は政府行動計画を踏まえ、千葉県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、県行動計画及び県行動計画を基に作成するマニュアル等に基づき、出先機関を含め、全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施するとしている。

(6) 市行動計画の作成

本市は、平成 17年(2005年)年12月、国及び千葉県が同年11月に作成した新型インフルエンザ対策行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ対策の基本方針を示す「船橋市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、平成19年2月に改定を行ってきた。

平成21年(2009年)年に流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)は、本市においても国内発生の初期の段階(平成21年6月)で集団発生した。保健所を中心に各種のまん延防止対策を実施したが、学校閉鎖に関する対応、協力医療機関への患者集中による医師の疲弊など、強毒性を想定していた行動計画では、休校措置や医療体制などの面で実情にそぐわない部分が生じた。また、国、千葉県からの情報の遅延や市民からの相談件数の急激な増加への対応、及び報道機関への情報提供やテレビ局、新聞社等からの依頼による取材対応など混乱を呈する状況が生じた。

これらのことから、病原性の程度や発生状況に応じて柔軟な対策を講じることができるよう、平成23年(2011年)9月に改定した国の行動計画や本市における新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の検証結果、また、特措法を見据えた内容で平成25年(2013年)2月、市の行動計画を全面改定した。

さらに今般、特措法第8条に規定される市町村行動計画として、新たな「船橋市 新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を作成するこ ととした。

市行動計画は、県行動計画に基づき作成するもので、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示すものであり、 具体的な対策は、マニュアル等を基に講じていくものとするが、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国から示される基本的対処方針に基づき、市行動計画やマニュアル等に記載する対策から実施すべき対策を選択し決定することとする。

なお、市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。) は県行動計画と同様に、以下のとおりである。

- ア) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- イ) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、県行動計画が変更された場合は適時適切に変更を行うものとする。 なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策については、市行動計画の参考として、「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示すこととした。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ-1 新型インフルエンザ等対策の基本的な戦略及び目的

(1)基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くがり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理における重要な課題と位置付け、県行動計画と同様、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(2)対策の目的

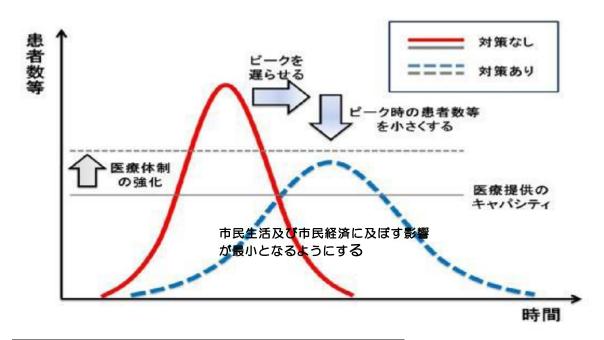
ア).感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

イ) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の効果 概念図〉



Ⅱ-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、市においては、地理的条件、交通事情、医療体制をはじめとした様々な地域性を考慮しながら、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すとともに、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、国や千葉県と連携を保ちながら、次の点を戦略の柱とし一連の流れをもって対応することとする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に考慮し、市行動計画等に記載するもののうちから実施すべき対策を選択し決定する。

(1)段階ごとの対策

◇新型インフルエンザ等の発生前の段階では、市における医療体制の整備、個人防 護具や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、市民に対する啓発や市・医療機関・ 事業者等による事業継続計画等の作成など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく必要がある。

- ◇新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を実施することが必要である。海外で発生している段階で、国が行う検疫(千葉県では特に成田国際空港)の強化等に協力し、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。
- ◇国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、病原性に応じては、千葉県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請について周知を図るともに、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ◇なお、国内外の発生当初などの段階で、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- ◆国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、 医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力をする必要がある が、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらか じめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状 況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

(2) 社会全体で取り組む感染対策

- ◇市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、千葉県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。
- ◇特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果

が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

- ◇事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。
- ◇また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、千葉県、本市、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンのない可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

Ⅱ-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、千葉県、本市、指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、 また、発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づ き、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期 す。この場合において、次の点に留意する。

(1)基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、 千葉県が行う、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要 請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地 等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に協力するに当たり、市 民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとし、法令の 根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本と する。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる

必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

船橋市新型インフルエンザ等対策本部は、千葉県対策本部と相互に緊密な連携を 図りつつ、市域に係る新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要に応じ、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

Ⅱ-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することになる。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を作成するに際しては、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本市(平成 22 年国勢調査では、船橋市の人口 609,040 人で全国人口 128,057,352 人の 0.48%)に当てはめることで、被害想定を行った。

〈被害想定〉

◇被害の想定 り患率:25%

◇致命率:アジアインフルエンザ等を中等度 0.53% スペインインフルエンザを重度 2.0 %

- ・市の人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約62,000人~120,000人と推計。
- 入院者数及び死亡者数については、上記推計の上限値である 120,000 人を基に、 過去に世界で流行したインフルエンザのデータを使用し推計。
- ・また、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下で、中等度の場合の1日当たり の最大入院患者数(流行発生から5週目)を推計。

		船橋市	千葉県	全国
医療機関受診者		約 62,000 人	約 63 万人	約 1,300 万人
		~120,000 人	~121 万人	~2,500 万人
中等度	入院患者数	約 2,500 人	約 26,000 人	約 53 万人
	(1 日最大入院患者数)	(約 480 人)	(約 4,900 人)	(約 10.1 万人)
	死亡者数	約 800 人	約 8,000 人	約 17 万人
重度	入院患者数	約 9,600 人	約 97,000 人	約 200 万人
	(1 日最大入院患者数)	(約 1,900 人)	(約 19,400 人)	(約 39.9 万人)
	死亡者数	約 3,100 人	約 31,000 人	約 64 万人

なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮されていないことに留意する必要がある。

また、これらの想定については、多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国は最新の科学的知見の収集に努め必要に応じて見直しを行うこととしている。

*通常の季節性インフルエンザの感染者数は国内で推定約 1,000 万人(国の人口の 約8%)と言われている。

直接的及び間接的にインフルエンザの流行によって生じた死亡を推計する超過死亡概念というものがあり、この推計によると季節性インフルエンザによる年間死亡者数は、日本で約1万人(感染者の約0.1%)と推計されている。(厚生労働省:新型インフルエンザに関するQ&Aより)

なお、新感染症については、未知の感染症であるため、被害を想定することは困難 であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型イン フルエンザと同様に社会的影響が大きく、市の危機管理として対応する必要があり、 併せて特措法の対象となっている。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とし た被害想定を参考に新感染症も含めた対応を検討・実施することとなる。このため、 これまでの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対応を基本としつつも、空気感染対 策も念頭におく必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ◇全市民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。 り患者は、1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、 一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ◇ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

Ⅱ-5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策は、社会全体で取り組むことでその効果が発揮されることから、国、千葉県、市、関係機関等、市民のそれぞれが役割分担したうえで、連携・協力して推進することとする。

1. 国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の 推進に努め、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国その他諸外国との国際的 な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の 推進に努める。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以

- 下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針 を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2. 千葉県の役割

- ・国が定める基本的対処方針に基づき、県域における新型インフルエンザ等対策 を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合 的に推進する責務を有する。
- 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応をする。
- ・新型インフルエンザ等の発生前の段階から、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進する。各部局庁では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・さらに、国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生した際には、「政府対策本部」の設置に合わせ、直ちに「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、同対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。その後も必要に応じて同対策本部会議を開催する。
- 「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発生 段階に応じた具体的な対策を検討する。
- ・市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、 広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

3. 船橋市の役割

- ・本市は保健所を設置する市であることから、地域医療体制の確保やまん延防止 に関しては、千葉県に準じた役割を果たすこととする。
- ・新型インフルエンザ等の発生前は、市行動計画を踏まえ、情報収集に努めるとともに、個人防護具などの計画的な備蓄、医療の確保等、新型インフルエンザ等発生に備えた準備を推進する。医療の確保に当たって、医師会、薬剤師会、歯科医師会や協力医療機関等で組織する「船橋市地域医療専門部会」において十分協議するとともに、千葉県と医療体制の整備に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

- •「船橋市健康危機管理対策委員会」を開催し、新型インフルエンザ等に係る情報 を共有するとともに、対応策を確認する。
- ・新型インフルエンザ等発生時には、「船橋市新型インフルエンザ等対策本部」を 設置し、国における対策全体の基本的な方針を踏まえ、千葉県と連携を図りつ つ、市の状況に応じた対策を全庁を挙げて推進する。
- ・市民に対する情報提供やワクチンの接種、地域住民や関係団体等の協力を得て 行う新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援については、政府の基本的 対処方針に基づき的確に実施する。
- 対策を実施するに当たっては、千葉県や近隣市との緊密な連携を図る。

4. 医療機関の役割

- ・新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。
- 新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の作成及び地域に おける医療連携体制の整備を進める。
- ・診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。

5. 指定(地方)公共機関の役割

国や千葉県が指定する指定(地方)公共機関は、発生前から、新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成するとともに、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

【感染症指定医療機関等】

- 地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内 感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。
- 発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者への診 療体制を含めた診療継続体制を確保するため業務計画を作成する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画に定めるところにより、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等に対する診療体制を強化し、医療を提供する。

6. 登録事業者(特措法第28条)の役割

・特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者(医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等)については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生

前から、事業継続計画の作成や職場における感染対策の実施などの準備を積極的に行うよう努める。

・新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、可能な限り、その活動を継続するよう努める。

7. 一般の事業者の役割

- 新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行うことが求められる。
- ・市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- 特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置 の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。

8. 市民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等やその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解するとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- 発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を積極的に実践する。

Ⅱ-6 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的

- ア)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- イ) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、以下の6項目に分けることとする。

- (1) 実施体制
- (2)サーベイランス・情報収集
- (3)情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

各項目に含まれる内容を以下に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた市行動計画をあらかじめ作成し、広く関係機関や市民に周知する。

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、船橋市健康危機管理対策委員会や船橋市新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、市全体の危機管理における問題として、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり全庁一体となった取組を推進する。

市長公室 市民 企画財政部 船橋市新型インフルエンザ等対策本部 総務部 本部長:市長 市民生活部 医療機関 健康•高齢部 副本部長:副市長 保健所 福祉サービス部 事業者 子育て支援部 本部会議 環境部 [本部員] 各部局長等 経済部 国•千葉県等 病院局 〔事務局〕保健所、健康・高齢部、 管理部 関係機関 市長公室 学校教育部 生涯学習部 消防局 等 船橋市地域医療専門部会 船橋市健康危機管理対策委員会 部会長 (保健所長) 委員長(健康福祉局長)

船橋市新型インフルエンザ等危機管理体制

ア 船橋市新型インフルエンザ等対策本部

① 設 置

- ・新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合、本市は速やかに特措法に基づかない任意の「船橋市新型インフルエンザ等対策本部」(本部長:市長、副本部長:副市長)を設置することとする。
- その後、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合は、「船橋市新型インフルエンザ等対策本部」を特措法に基づく市対策本部と位置付ける。
- なお、任意に設置する「船橋市新型インフルエンザ等対策本部」の組織及び職務

等については、特措法及び船橋市新型インフルエンザ等対策本部条例に準ずるものとする。

② 構 成

• 本部長:市長

• 副本部長:副市長

本部員:病院局長、健康福祉局長、建設局長、教育長、教育次長、消防局長、市長公室長、危機管理監、企画財政部長、総務部長、税務部長、市民生活部長、健康・高齢部長、保健所長、保健所理事、福祉サービス部長、子育て支援部長、環境部長、経済部長、地方卸売市場長、都市計画部長、都市整備部長、道路部長、下水道部長、建築部長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者、医療センター事務局長、管理部長、学校教育部長、生涯学習部長

• 事務局:保健所、健康 • 高齢部、市長公室

③ 市長不在時の代理

市長が不在の場合は、健康福祉局を担当する副市長、他の副市長、健康福祉局 長の順で代理する。

イ 船橋市健康危機管理対策委員会

① 所管事項

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要により健康福祉局長を委員長とする 「船橋市健康危機管理対策委員会」の枠組みを通じ、関係部課間で新型インフルエンザ等の発生動向の把握、情報の共有化、対応策の確認等を行う。

海外で発生した段階で、発生情報を共有するとともに、国、千葉県からの情報の 収集や市内発生に備えて対応策の確認を行う。

② 構 成

• 委員長:健康福祉局長

• 副委員長:健康 • 高齢部長、保健所長

• 構成員: 関係部課長

• 事務局:保健所

ウ 船橋市地域医療専門部会

船橋市健康危機管理対策委員会に設置された専門部会であり、医師会、薬剤師会、 歯科医師会等で組織される。地域医療に関する情報の収集や新型インフルエンザ等 発生時における地域医療施策について専門的、学術的観点から知見の集積と対応策 の検討等を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、県内のサーベイランスの結果や新型インフルエンザ等に関連する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元すること等により、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が示す症例定義や診断方法を関係機関に周知し、国・千葉県の指導の下、市内のサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内・県内の患者数が少ない段階までは、新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等の強さに関する情報が限られているため、患者の全数把握等サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集を行い、千葉県へ情報提供を行う。

国内・県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、保健所や医療現場の負担が過大となることなどから、千葉県の指示により入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握されたウイルス株の性状(インフルエンザウイルスの 亜型や薬剤耐性等)に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、 医療提供体制の確保及び医療機関における診療に役立てる。

また、国の行う鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスの情報を収集し、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

(3)情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、千葉県、本市、 医療機関、事業者、市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策のすべての段階、分野において、国、千葉県、本市、医療機関、 事業者、市民の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双 方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の 反応の把握までも含むことに留意することとする。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報の届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、広報紙、ホームページ、携帯サイトなどのほか、防災行政無線等利用可能なあらゆる媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に

情報提供を行う。また、緊急な場合は防災行政無線、広報車等を活用することとす る。

〈情報提供のため利用可能な媒体等〉

- 記者発表(新聞・テレビ) ・広報ふなばし
- 船橋市ホームページ安全、安心メール

・携帯サイト

- 防災行政無線
- 自治会、町会へのチラシ
- ・防災ラジオ

• 広報車

ソーシャルネットワーク(SNS)

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、いざ発生した時に市民に正しく行 動をしてもらうためにも、発生前において、新型インフルエンザ等の予防及びまん 延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業 者等に情報提供を行う。特に児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するな ど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健所は教育委員会と連 携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報を提供する。

また、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、個人レベルで の対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図 ることが重要である。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対 策の実施状況等について、特に対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどの ような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の 実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行 う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディア の役割は重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、 個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることとする。また、誤った情報が出 た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であること が考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解し やすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

才 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であ り、情報を集約して一元的に発信するため、船橋市新型インフルエンザ等対策本部 (以下「市対策本部」という。)に広報チームを設置する。

広報チームは、新型インフルエンザ等の発生時において、以下の業務を行う。

- ◆新型インフルエンザ等の発生状況や、実施する対策の状況等の情報の集約・ 整理を行う。
- ◆メディア、地方自治体、医療機関等に対して、ニーズに沿った情報を発信する。その際、受取手や媒体に合わせ、情報を分かりやすく編集・加工する。
- ◆メディア、地方自治体、医療機関等からの問い合わせ等に対応する。

また、提供する情報の内容に応じ、適切な者から情報を発信する。更に、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等をできる限り抑え、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制を対応可能な範囲内に収めることにつながる

まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うこととなるが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、千葉県は県内での対策の効果と影響を総合的に考慮し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定、または実施している対策の縮小・中止を行うことになる。本市は、千葉県の方針を踏まえ、対策の実施・継続・縮小・中止を決定する。

イ 主なまん延防止対策

- ① 個人における対策
 - ・国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)などの感染症法に基づく措置を行うとともに、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

・新型インフルエンザ等緊急事態においては、主に国内発生早期において、千葉県が措置を実施する地域に指定された場合、千葉県が必要に応じて行う不要不急の外出の自粛要請等の措置について周知を図るとともに、千葉県からの要請に応じて適宜協力する。

② 地域対策 • 職場対策

国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

③ その他

・海外で発生した場合、国は、その状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置 (審査の厳格化、発給の停止)、港湾管理者の協力の下、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化(隔離・停留等)、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策を実施するとしているが、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、特に、千葉県は成田国際空港や千葉港を擁しており、全国で最も早く患者が発生する可能性があり、患者発生以降に行う感染拡大を抑制するための対策を、一連の流れをもって実施するための体制の整備を図ることが必要である。

ウ 予防接種

ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、 入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収まるよう努めること は、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとど めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

なお、国において、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済ワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進するとしている。

特定接種

① 特定接種とは

• 特措法第28条の規定に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を

確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

・備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることになるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合 や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

② 対象者及び実施主体

対象者	実施主体
•「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安	
定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大	
臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けて	玉
いるもの(登録事業者)のうちこれらの業務に従事する	
者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)	
• 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員	玉
・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員	都道府県 又は市町村

- *接種総枠、対象、接種順位等については、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を、政府対策本部において総合的に判断し、決定するとしている。
- *登録事業者のうち、「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

③ 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等への特定接種が円滑に実施できるよう、未発生期より接種体制を構築する。

住民接種

① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合

⇒特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種

② 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合

⇒予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく予防接種

市は、原則として集団的接種により実施する住民接種について、接種が円滑に行えるよう、未発生期より接種体制を構築しておく。

なお、特定接種対象者以外の接種対象者については、国は次の4群に分類することを基本とし、接種順位については、この分類に基づき政府対策本部が決定することになる。

- a 医学的ハイリスク者
- b 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む)
- c 成人、若年者
- d 高齢者(65歳以上の者)

留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性について基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されることになる。

医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対する協力の要請 又は指示(以下「要請等」という。)を千葉県へ要請する。

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命 及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を 最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被 害を最小限にとどめることで、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることに もつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に整える。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定(地方)公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者等への具体的支援について十分な検討や情報収集を行う。

イ 発生前における医療体制の整備

千葉県と連携を図りながら、医師会、薬剤師会、歯科医師会等で組織される「船橋市地域医療専門部会」において、市内の実情に応じた医療体制の整備を図る。

また、帰国者・接触者相談センター(発生国からの帰国者や患者の接触者等を対象とした相談センター)の機能を有する船橋市新型インフルエンザ等相談センター(以下「相談センター」という。)の設置の準備を進めるとともに、帰国者・接触者外来(発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来)を設置する医療機関等や臨時の医療施設を設置するための公共施設等のリストを予め作成する。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を、千葉県が事前に作成する感染症病床等の利用計画に基づき、感染症指定医療機関等に入院させる。

また、発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報が国から得られ次第、医療現場に迅速に提供する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や 国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の 段階までは、協力医療機関等に設置する帰国者・接触者外来で診療を行うが、新型 インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能 性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有 しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染し ている可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院 内での感染防止に努める。

また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うとともに、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、相談センターを設置し、その周知を図る。 医療体制については、市ホームページや広報紙等による広報のほか、相談センターからも情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、千葉県の判断により、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の 医療機関(内科、小児科等、通常、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療 機関)で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者及び重症に準ずる患者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、感染症指定医療機関等以外の医療機関に患者が入院できるよう、千葉県と協議し医療体制の確保を図る。また、臨時の

医療施設の設置や在宅療養についても、医師会等と協議するなど体制を検討・整備 しておく。

エ 医療関係者に対する要請・指示、補償について

千葉県が行う以下の対策について、千葉県からの要請に応じ、適宜協力する。

- ・新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、薬剤師、看護師等その他、特措法施行令で定める医療関係者に対する知事からの要請等
- ・知事からの要請等に応じて患者等に対する医療等を行なった医療関係者に対する 実費の弁償又は要請等に応じた医療関係者が損害を被った場合の本人又はその 遺族若しくは被扶養者に対する補償

オ 抗インフルエンザウイルス薬

国は最新の諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、全り患者 (被害想定において全人口の25%がり患すると想定)の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、国及び都道府県において計画的かつ安定的備蓄を進めるとしている。

また、備蓄薬について国は、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案することとしている。

市は、国及び千葉県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量について適宜確認するとともに、備蓄薬に係る情報を収集する。

(6)市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人や家族のり患等により、職場で多くの欠勤者が出ることが想定され、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足のおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活・市民経済への影響を最小限にできるよう、千葉県、指定(地方)公共機関、登録事業者と連携し、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう要請する。

Ⅱ-7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、 事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、 予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めてお く必要がある。

市行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内(県内)での発生、まん延期を迎え、小康状態に至るまでを、千葉県の発生段階を踏まえ、 未発生期、海外発生期、国内発生早期(県内未発生期)~県内発生早期、県内感染期、 小康期の5つの段階に分類した。

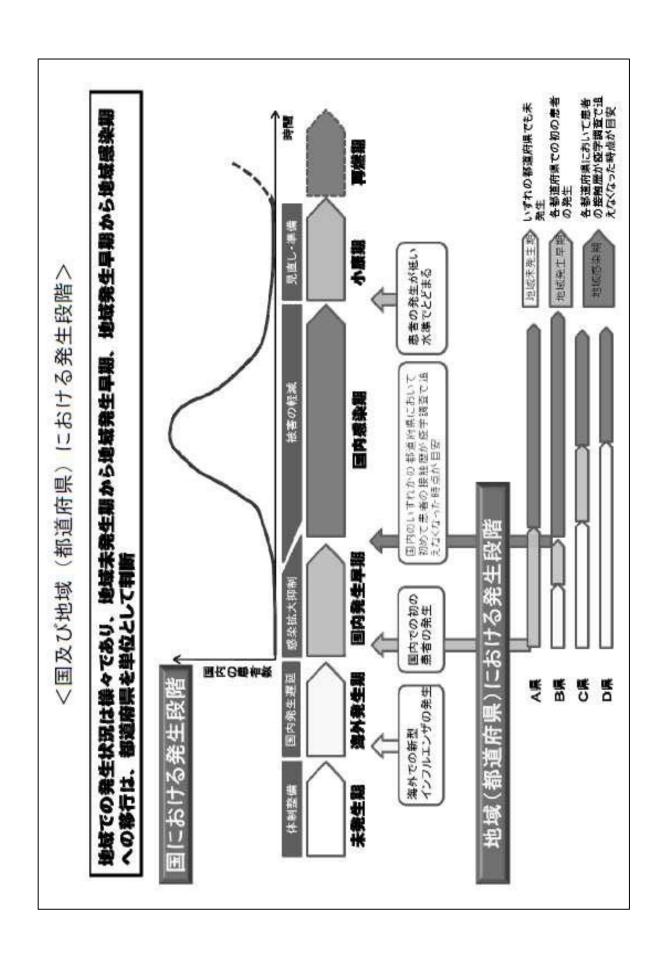
段階の移行については、千葉県が必要に応じて国と協議の上で判断することとされており、本市はその決定に基づき状況の進展に応じた対策に切り替えることとする。

なお、段階の移行は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意する。例として、海外で発生した場合には、海外の感染者が帰国時等に成田空港を利用する可能性が高く、千葉県内で国内初の患者発生が起こり得ることも考えられ、その場合には海外発生期から、国内発生早期のうち県内未発生期を経ないで、県内発生早期となることが想定される。

さらには、緊急事態宣言がされた場合には対策の内容も変化するということに留意 が必要である。

<発生段階>

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	【国内発生早期】(国の判断) 県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者 の接触歴を疫学調査で追える状態
国内発生早期(県内 未発生期) ~県内発生早期	【県内未発生期】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態
	【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者 の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期 ※感染拡大〜まん延 〜患者の減少	【国内感染期】 県外で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※以下の場合もあり得る ①県内で患者が発生していない場合 ②県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査 で追える状態
	【県内感染期】 県内で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えな くなった状態
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっ ている状態



Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。 個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安と して、必要な対策を柔軟に実施する。

Ⅲ-1 未発生期

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的 に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

対策の目的

- 1)発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国・千葉県との連携の下に発生の早期確認に努める。

対策の考え方

- 1)新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国・千葉県との連携を図り、対応体制の構築 や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国等を通じて継続的な海外からの情報収集を行う。

(1)実施体制

【行動計画等】

- ・特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画やマニュアルの作成を行い、国・千葉県の動向を踏まえ、市行動計画等の見直しを行う。(保健所、全庁)
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合に、新型インフルエンザ等対策を的確に実施するとともに、優先的かつ継続して実施する必要がある業務を維持するため業務継続計画を作成し、必要に応じて見直しを図る。(保健所、健康・高齢部、市長公室、総務部、全庁)

【体制の整備】

・千葉県等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換や連絡体制の確認、訓練等を実施する。(保健所)

未発生期

・必要に応じ、健康福祉局長を委員長とする船橋市健康危機管理対策委員会を開催し、 新型インフルエンザ等に係る情報の共有を図る。(保健所)

【職員への対応】

• 職員本人又は家族が新型インフルエンザ等の患者か患者の濃厚接触者となった場合 の出勤制限について検討する。(総務部)

(2) サーベイランス・情報収集

【情報収集】

• 国・千葉県や関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の対策や医療等に関する 情報を収集する。

(情報収集源)

- ◆国際機関(WHO、OIE等)
- ◆国立感染症研究所
- ◆検疫所
- ◆その他

【通常のサーベイランス】

- 人で毎年冬季に流行する季節性のインフルエンザについて、千葉県が指定した定点 医療機関における発生動向の週ごとの集計を学校等欠席者・感染症情報収集システムにより報告するとともに、インフルエンザ病原体定点医療機関から集められた患者から採取した検体のウイルスの亜型や薬剤耐性等の調査に協力する。(保健所)
- 管内学校等(幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校)におけるインフルエンザ様症状患者の発生による臨時休業(学級・学年閉鎖、休校等)を実施する場合の報告を依頼し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(保健所)
- 国・千葉県から提供されるインフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を確認し、重症化の状況を把握する。(保健所)
- インフルエンザウイルスの型・亜型、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への 感受性等を調べることにより、病原性などウイルスの性質の変化を把握し、診断・ 治療方針等に役立てることを目的として、インフルエンザ病原体定点医療機関か らインフルエンザ患者の検体の提供を受け、千葉県衛生研究所で確認検査を実施 するため検体を送付する。(保健所)
- 国等が公表している鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報を収集し、 新型インフルエンザの発生動向に関する情報収集に努める。(経済部、保健所)

(3)情報提供・共有

【継続的な情報提供】

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市 ホームページ、市の広報紙等利用可能なあらゆる媒体を用いて、継続的に分かり やすい情報提供を行う。(保健所、市長公室)

〈情報提供のため利用可能な媒体等〉

記者発表(新聞・テレビ) ・広報ふなばし

船橋市ホームページ

・安全、安心メール

・携帯サイト

• 防災行政無線

自治会、町会へのチラシ

・防災ラジオ

• 広報車

ソーシャルネットワーク(SNS)

- 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等、季節性のイン フルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(保健所)
- 医療機関や福祉、教育施設の職員等を対象に研修会等を開催し、新型インフルエ ンザ等に係る最新の情報提供に努める。(保健所)

【職員間の情報共有】

- 職員研修や保健室だよりで、職員に対し、新型インフルエンザ等に関する正しい 知識の啓発や認識の共有を図る。(総務部)
- 職員間で新型インフルエンザ等対策に係る情報の共有が図られるよう、各所管課 が作成した資料等を共有フォルダで誰でも見られるよう準備を進める。(保健所、 関係部局)
- 新型インフルエンザ等に係る情報は、定期的に庁内LAN接続の電子掲示板を利 用し、全庁的に広報する。(保健所、関係部局)

【体制整備】

コミュニケーションの体制整備として以下を行う。

- 新型インフルエンザ等発生時の、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対 策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にすること等)について 検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(保健所)
- 新型インフルエンザ等の発生時に備え、情報を集約して分かりやすく一元的に発 信するため市対策本部に組織する広報チームの役割や情報提供方法等を具体的に 決定する。(市長公室、保健所、関係部局)
- ・ 国・千葉県や医師会、薬剤師会、歯科医師会等関係機関とリアルタイムかつ双方

未発生期

- 向の情報共有をするため、インターネット等を活用する。(保健所)
- 情報の受取手の反応や必要としている情報の把握に努め、更なる情報提供に活か すこととする。(保健所)
- 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に速やかに応じるため相談センターの設置準備を進める。(保健所)

(4) 予防・まん延防止

【対策実施のための準備】

(個人レベルでの対策の普及)

• 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑われる場合は、海外発生期に設置する相談センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、千葉県が要請する不要不急の外出自粛要請等の感染対策についての理解促進を図る。(市長公室、保健所)

(地域対策・職場対策の周知)

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策や新型インフルエンザ等緊急事態において、千葉県が行う施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(市長公室、保健所、関係部局)

(水際対策への協力)

• 国から依頼があった場合は、入国者に関する疫学調査等について協力する。(保 健所)

【予防接種】

種類	基本的な考え
特定接種	・特措法第 28 条の規定に基づき実施する特定接種は、予防接種
	法上の臨時接種とみなして、集団的接種を原則とする。
	• 登録事業者に対する接種は国が実施主体となる。
	・新型インフルエンザ等対策に従事する市の職員等への接種は国
	の指示に基づき市が実施する。
住民接種	・緊急事態宣言が行われている場合
	特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項

に規定する臨時の予防接種として、公費で集団的接種を原則 とし、市が実施主体となる。

緊急事態宣言が行われていない場合予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として、 自己負担及び集団的接種を原則として、市が実施主体となる。

(ワクチンの供給体制)

・ 千葉県が構築するワクチンの流通体制を確認する。(保健所)

(特定接種対象者の登録の協力)

- 特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等に関して国が作成する登録実施要領により、国の要請に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。併せて、特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの、国が定める登録事業者の具体的地位や義務等についても周知する。(保健所、経済部、関係部局)
- 国が行う、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者と して登録する作業に、国からの要請により協力する。(保健所、経済部、関係部局)

【接種体制の構築】

(特定接種)

• 国からの要請に基づき、市が実施する特定接種の接種対象者となる職員等の人数を把握する。また、集団的接種を原則とした接種体制の構築を進める。(総務部、保健所、関係部局)

(住民接種)

- ・ 市内に居住する者(在留外国人を含む。)に対し、速やかにワクチンを接種できるよう、以下の事項等に留意した接種体制を国及び千葉県の協力を得ながら構築する。 (保健所、関係部局)
 - ◆医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - ◆接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)
 - ◆接種に要する器具等の確保
 - ◆接種に関する住民への周知方法(接種券の取扱い、予約方法等)
- 国から示される具体的なモデルを参考に、医師会、事業者、学校関係者と協力し、 集団ごとに接種できるよう、接種に携わる医療従事者や、接種の場所、接種の周知・ 予約方法等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。(保健所、関係部局)

未発生期

 円滑な接種の実施のために、国及び千葉県の支援を受けながら、あらかじめ近隣 市等と広域的な協定等を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を 可能とするよう努める。(保健所)

【情報提供】

• 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。(保健所)

(5)医療

【医療体制の整備】

- 千葉県と連携を図るとともに、医師会、薬剤師会、歯科医師会、医療機関、薬局、 消防等の関係者と密接に連携をとり、市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。(保健所、健康・高齢部、消防局)
- 海外で新型インフルエンザ等が発生した時点で、相談センターを速やかに設置できるよう準備を進める。また、協力医療機関や市の施設に帰国者・接触者外来を設置することについて、医師会、医療機関等と確認をしておく。(保健所、健康・高齢部)
- 夜間休日急病診療所は救急医療を継続するため、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則行わないこととし、別に新型インフルエンザ等の初診患者の診療を行うための帰国者・接触者外来を設置するため、医師会等関係機関と調整を図る。(保健所、健康・高齢部)
- 一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、 個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。(保健所)
- 県内感染期に、国から示される対応方針により、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することが可能となることが想定されるが、その時の対応方法について、医療機関と取り決めをしておく。(保健所)

【県内感染期に備えた医療の確保】

- 県内感染期に備え、以下の対策をとる。
 - ア 全ての医療機関に対し、国が示すマニュアル等を参考に、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。(保健所)
 - イ 指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関を含む医療機関、公的医療機関等、入院病床の確保に協力できる医療機関で重症入院患者を優先的に受け入れる体制を整備する。(保健所、健康・高齢部)

- ウ 千葉県が行う、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む)等の把握に協力する。 (保健所)
- エ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を 超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討を行い、 対応策を決定しておく。(保健所、健康・高齢部、関係部局)
- オ 患者数が大幅に増加した場合に備え、入院治療は重症者及び重症に準ずる患者と し、軽症者は在宅療養に振り分ける際の診療の基準について、検討を行い決定し ておく。(保健所)
- 力 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療、小児医療、救 急医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエ ンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関を設定した 場合は、関係機関に周知する。また、設定した医療機関の状況を常に把握し、必 要に応じ見直しを図る。(保健所、健康・高齢部)
- キ がん医療、透析医療、産科医療、小児医療でかかりつけている患者が新型インフルエンザ等にり患した場合は、基本的にかかりつけの医療機関において診療できるよう関係機関と協議のうえ決定しておく。(保健所、健康・高齢部)
- ク 社会福祉施設等の入所施設において集団感染が発生した場合、感染者に対する医療の確保について検討し、対応策を決定しておく。(健康・高齢部、福祉サービス部)
- ケ 県内感染期においても救急活動を維持するための方策について検討し、対応策を 決定しておく。(消防局)

【行動計画等の周知、研修等の実施】

- 市行動計画や国が示す新型インフルエンザ等の診断、症例定義、治療方針、院内 感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関、薬局等に迅速に周知する。 (保健所)
- 医療従事者等と一体となって、市内発生を想定した研修や訓練を行う。(保健所)

【医療資器材の整備】

 国からの要請に応じ、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関し 調査を行った上で、必要な医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)の備蓄・整 備を行うよう要請する。(保健所)

【医療機関等への情報提供体制の整備】

新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に 迅速に提供するため、一斉送信できるよう電子メールやファクシミリに事前登録 するなど、情報提供体制を整備しておく。(保健所)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

【市民の対応】

新型インフルエンザ等の発生に備え食料品等生活必需品について2週間程度の備蓄をするよう呼びかけを行う。(保健所)

【新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援】

- 県内感染期における在宅の高齢者、障害者、介助者がいない児童等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、関係団体等の協力を得ながら、対象世帯の情報の把握に努めるとともに、その具体的手続を検討し決定しておく。(健康・高齢部、福祉サービス部、保健所、学校教育部、消防局、市長公室)
- ・ 保育園、高齢者通所施設などの臨時休業により、利用者が在宅になることを想定 し、ファミリーサポート事業や訪問介護事業等と仕組みを検討・構築しておく。(健康・高齢部、福祉サービス部、子育て支援部)

【火葬能力等の把握】

• 最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃焼及びその備蓄量、並びに職員の配置状況等の火葬場の火葬能力について、四市複合事務組合に確認し把握しておくとともに、火葬体制を整備しておくよう要請する。また、一時的に遺体を安置できる施設等について検討し、決定しておく。(環境部)

【物資及び資材の備蓄等】

- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な、防疫従事者、帰国者・接触者外来の 医療従事者、救急隊員等搬送従事者等のための個人防護具(ガウン、マスク、使 い捨て手袋)等を計画的に備蓄する。(保健所、消防局、関係部局)
- 新型インフルエンザ等の発生後に千葉県から予防投与用として配備されるまでの 間、緊急に必要となった場合に備え、必要な量の抗インフルエンザウイルス薬を 備蓄する。(保健所)

Ⅲ-2 海外発生期

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

対策の目的

- 1)新型インフルエンザ等の市内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1)新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置を講じる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3)市内で発生した場合には、患者を早期に発見できるようサーベイランス・情報 収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生 した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備 を促す。
- 5) 国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めている間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

【市の体制強化】

- 市対策本部会議の開催に当たり、船橋市健康危機管理対策委員会を開催し、海外での発生情報を共有するとともに、国・千葉県からの情報の収集や市内発生に備えて対応策の確認を行う。(保健所、関係部局)
- 海外で新型インフルエンザ等が発生し、国及び千葉県が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置する。また、国が決定した基本的対処方針等を考慮し、必要な体制を強化するため、市対策本部会議を開催する。(保健所、健康・高齢部、市長公室、全庁)
- 市対策本部が発動する業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対応業務や

海外発生期

- 市民生活に不可欠な行政サービスを継続するための準備を行う。(全庁)
- 新型インフルエンザ等に係る相談業務、患者搬送、その他他課の応援が必要な業務の円滑な実施のため、必要に応じ兼務辞令を発令する。(総務部)
- 国が、症状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と判断した新型インフルエンザ等の発生の場合は、感染症法に基づく各種対策を実施する。(保健所)

【関係機関との連携】

・ 市内の医療体制の確保や住民に対する予防接種の実施に当たって、医師会等関係 団体や医療機関と連絡調整を密にし連携を図る。(保健所、健康・高齢部)

【職員の健康管理・勤務体制等】

- 新型インフルエンザ等発生による業務への影響を把握するため、各課へ職員の健康状態や出勤状況の報告を依頼する。職場内で新型インフルエンザ等の発症者を把握した場合は、出勤停止の措置をとり、受診の勧奨をする。(総務部、管理部、消防局、病院局)
- ・ 患者と濃厚接触した職員に対しては、必要に応じ休暇の取得の指示や外出自粛の 徹底を要請する。また、感染者との接触機会の低減を図るため、通勤手段の変更 や時差式出勤、会議の中止等を検討する。(総務部、管理部、消防局、病院局)

【緊急に必要となる資材の確保】

• 新型インフルエンザ等対策を行うに当たって、緊急に必要となる資材について財源を確保し、関連部局の依頼に基づき購入する。(企画財政部)

(2)サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- 国からの情報収集のほか、インターネット等を活用し、WHO、国立感染症研究所 等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。(保健所)
 - ◆ウイルス株に関する情報
 - ◆疫学情報(症状、症例定義、致命率等)
 - ◆治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)

【サーベイランスの追加及び強化】

- 引続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(保健所)
- 国がサーベイランス体制の強化を図り、国内での新型インフルエンザ等の発生を いち早く探知し、その臨床的特徴やその後の感染拡大・患者数の増加の状況、ウ

イルスの特徴を把握・分析した結果を還元できるよう、通常のサーベイランスに加え、次の事項を追加及び強化する。(保健所)

〔追加するサーベイランス等〕

○患者全数把握

- 市内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に疑似症患者及び確定患者の届出を直ちに求め、全数把握を行う。症例定義については、国が示す基準によるものとする。(保健所)
- 把握した症例については積極的疫学調査等により感染経路や臨床情報等を収集し、 分析する。(保健所)

〔強化するサーベイランス〕

〇インフルエンザ様疾患発生報告等による把握

- ・ インフルエンザの集団発生の状況を調査し、感染拡大しやすい集団生活の場における流行を探知するため、報告施設を短大・大学まで拡大し、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(学校教育部、子育て支援部、健康・高齢部、福祉サービス部、保健所)
- インフルエンザ様疾患による臨時休業の報告を受けた場合は、直ちに千葉県へ報告する。医療機関や社会福祉施設などから集団発生の報告を受けた際も含め、可能な限り集団発生ごとに検体を採取し、千葉県衛生研究所での確認検査のため検体を搬送する。(保健所)
- 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ等と診断された患者が死亡した場合、確認検査により死亡した患者が新型インフルエンザ等と判明した場合、新型インフルエンザ等による重症患者(人工呼吸器装着など)が発生した場合、医療機関から速やかに報告を求め、千葉県に報告する(保健所)
- 患者ごとに積極的疫学調査を実施し、情報収集を行う。
 - ◇感染経路
 - ◇転帰までの症状及び治療経過
 - ◇基礎疾患
 - ◇接触者の情報

検体を採取し、確認検査のため千葉県衛生研究所に検体を搬送する。

• 引き続き、国等が公表している鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報を収集し、新型インフルエンザの発生動向に関する情報収集に努める。(経済部、保健所)

(3)情報提供・共有

【情報提供】

- 市対策本部に広報チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を行う。また、提供する情報の内容に応じ、対策の実施主体となる部局・課が情報を提供する場合には、適切に情報提供できるよう、市対策本部が調整する。(市長公室、保健所、関係部局)
- 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染 対策の普及を図るとともに、2週間程度の食料品等生活必需品の備蓄を勧奨する。 (市長公室、保健所)
- 国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、ウイルスの性状、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等の情報を収集し、迅速に医師会等関係機関に提供する。(保健所)
- 新型インフルエンザ等の海外での発生状況、現在の対策、市内で発生した場合に 必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確 にしながら、情報の届きにくい人にも配慮し、ホームページや広報紙等利用可能 なあらゆる媒体を活用し、理解しやすい内容で、できる限りリアルタイムに情報 提供し、注意喚起を行う。(市長公室、保健所)
- 市内で新型インフルエンザ等が発生した場合、業務継続計画に基づき中止又は縮 小する市の事業について、予め市民、事業者等に周知する。(市長公室)
- 必要に応じて、新型インフルエンザ等における対応状況等について、報道機関等に情報提供する。(市長公室)
- 市内に居住する外国人に対し、情報を提供する。また、外国人からの一般的な問い合わせに答えられるよう予め準備をしておく。(市長公室)
- 市民から寄せられる問い合わせ等の内容を集約し、市民がどのような情報を必要としているか把握するとともに、必要に応じて国・千葉県へ報告する。(保健所)

【情報共有】

- 国が設置する、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を利用するなどして、国・千葉県や関係機関等と情報共有を行う。(保健所)
- 随時、新型インフルエンザ等に係る新情報を庁内LAN接続の電子掲示板を利用 し、全庁的な情報の共有を図る。(保健所、関係部局)

(4) 予防・まん延防止

【市内でのまん延防止策の準備】

• 市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。(保健所)

【水際対策】

• 新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者で健康監視等の対象となった者について、検疫法に基づく通知を受けたときは、感染症法に基づき、市内に居住する当該者に対する健康観察等を実施する。(保健所)

【在外邦人への周知】

• 国・千葉県から依頼があった場合には、市内の各学校等に対し、新型インフルエンザ等の発生国に滞在・留学している邦人に感染対策や感染が疑われた場合の対応等について周知徹底するよう要請する。(学校教育部)

【施設の感染対策】

- 病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する 施設等における感染対策を強化するよう要請する。(保健所、健康・高齢部、福祉 サービス部)
- ・ 市が所管する施設(学校、保育園、児童ホーム、福祉施設等)の管理者は、手洗い・うがい・マスクの着用、咳エチケット等を勧奨するとともに、施設に手指消毒剤を設置する等の感染対策を行う。(関係部局)
- ・ 幼稚園児・保育園児、また児童・生徒が体調不良となった時は、早めに休むよう呼びかける。特に、発熱の症状がある場合は、園内等での感染拡大を防止するため登園・登校をしないよう理解と協力を求めておく。また、新型インフルエンザ等にり患した園児等については速やかに園・学校へ連絡をするよう保護者に周知しておく。(子育て支援部、学校教育部)

【個人レベルでの対策の普及】

- 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染 対策の普及を図るとともに、2週間程度の食料品等生活必需品の備蓄を勧奨する。 (市長公室、保健所)再掲
- 自宅待機対象者及び健康監視対象者に対し、感染対策について理解を求め、健康 観察等の実施について協力を要請する。(保健所)

海外発生期

【予防接種】

(ワクチンの供給体制)

• ワクチンの供給予定等の情報を千葉県から収集するとともに、流通体制を確認する。(保健所)

【接種体制】

(特定接種)

- 特定接種の総枠やその対象、順位など、国が示す特定接種の具体的運用を確認する。(総務部)
- 国の基本的対処方針を踏まえ、特定接種の対象者である新型インフルエンザ等対策を実施する職員等に対し、集団的接種を原則とし、本人の同意を得て接種を行う(総務部、保健所、関係部局)

(住民接種)

• 発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえて国が決定する予防接種法の法的 位置付け等について確認し、学校等を会場として集団的接種を行うことを原則と して、事前に定めておいた接種体制に基づき、具体的な準備を進める。(保健所)

【情報提供】

• ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(保健所)

(5)医療

【新型インフルエンザ等の症例定義】

• 国から示された新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。(保健所)

【医療体制の整備】

- 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等にり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、感染症指定医療機関及び協力医療機関等の帰国者・接触者外来に対し開設を要請し、疑い患者の診療及び確認検査のための検体の採取を依頼する。(保健所、健康・高齢部)
- 帰国者・接触者外来の開設に当たり、必要に応じて市が備蓄している個人防護具 を提供する。(保健所)
- 医療機関で検体採取に使用するスワブ、スピッツ等を医療機関に配布する。(保健所)

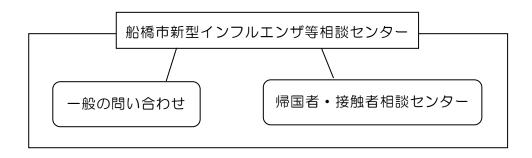
- 相談センターから帰国者・接触者外来の流れを通らず、新型インフルエンザ等患者が一般の医療機関を受診する可能性もある。このため、医療従事者には個人防護具を使用するとともに、来院者に対し施設内に設置した手指消毒剤とマスクの使用を勧奨する等、医師会等の協力を得て、全ての医療機関へ院内感染対策を講じた上で診療体制を整備するよう要請する。(保健所)
- 帰国者・接触者外来を有する医療機関及びその他の一般の医療機関に対して、市内における新型インフルエンザ等の発生を早期に探知するため、県内感染期に入るまでは、症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等が疑われる場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(保健所)
- 市内の患者発生に備え、事前に医師会等と協議し了解を得ていた協力医療機関で 入院治療を行うことについて確認する。また、市内の医療機関における使用可能 な病床数(定員超過入院含む)を把握し、千葉県へ報告する。(保健所、健康・高 齢部)
- 帰国者・接触者外来等で新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は、千葉県衛生研究所へ搬送する。(保健所、健康・高齢部)
- 検査結果等から、新型インフルエンザ等患者と確定された場合は、感染症法に基づき感染症指定医療機関等への入院勧告を行う。(保健所)
- 圏域内の感染症指定医療機関が満床の場合は、千葉県と協議の上、他圏域の感染 症病床への入院を要請する。(保健所)
- 新型インフルエンザ等の患者の増加により、県内感染症指定医療機関が満床の場合は、あらかじめ取り決めた協力医療機関に感染症法に基づく入院を依頼する。 (保健所)
- 感染症法に基づき入院勧告された患者に対して入院医療費の公費負担を行う。(保健所)
- ・ 帰国者・接触者外来を受診するに当たっては、原則個々に交通手段を確保してもらうが、まん延防止の観点から公共交通機関の使用を避ける必要があるため、交通手段のない市民は公用車で搬送する。また、搬送を必要とする者が著しく増加した場合は、民間への搬送の委託を検討する。(保健所、健康・高齢部、関係部局)
- 症状により搬送が必要な場合は、医療機関への搬送を消防局に要請する。(保健所)
- 保健所の要請により、患者搬送及び検体搬送のための公用車を確保する。(企画財政部)

【相談センター】

保健所は相談センターを開設し、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症 状等を有する者は、相談センターに連絡し、その指示に従って、帰国者・接触者 外来を受診するよう周知する。(保健所)

海外発生期

- 相談センターは、新型インフルエンザ等に係る一般の相談業務と帰国者・接触者相談センターの機能を併せもつ。保健所は保健師を中心とする職員で相談業務を行うこととするが、相談業務を行うに当たっては、分かりやすいマニュアルを作成し、情報の一元管理を行うとともに速やかに職員間で共有し、職員誰もが同じ対応ができるようにする。(保健所、関係部局)
- 相談センターの相談件数の増加の状況により、民間への委託により24時間体制 へ移行するなど拡充し、夜間における市民の不安解消を図ることとする。なお、 拡充の内容や時期は千葉県と調整する。(保健所)



【医療機関等への情報提供】

 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に 迅速に提供するため、事前登録した電子メールやファクシミリで一斉送信する。 (保健所)

【検査体制の整備】

• 新型インフルエンザ等の PCR 検査等を千葉県衛生研究所に依頼するための体制について、千葉県と協議し決定しておく。(保健所)

【予防投与】

• 国から要請があった場合は、千葉県及び国が備蓄した抗インフルエンザウイルス 薬を活用して、患者の同居者、帰国者・接触者外来の医療従事者又は救急隊員等 搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う よう医療機関に要請する。

ただし、千葉県からの抗インフルエンザウイルス薬の配備状況により、緊急時等 必要に応じて、市が備蓄する分を使用する。(保健所)

【入院病床の準備】

• 県内感染期における新型インフルエンザ等患者の入院に備え、診療継続計画に基づき病床のコントロールを開始する。(保健所)

(6)市民生活及び市民経済の安定の確保

【事業者の対応】

• 市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を実施 するよう要請する(経済部、関係部局)

【遺体の火葬・安置】

・ 千葉県からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置する施設等の確保の準備を行う。(環境部)

Ⅲ-3 国内発生早期(県内未発生期)~県内発生早期

国内発生早期(県内未発生期)

○国内の一部で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生して いない状態

県内発生早期

○県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫 学調査で追うことができる状態

対策の目的

- 1)市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2)患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅延させるため、引き続き、感染対策等を行う。国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言の区域に 千葉県が指定された場合は、県内発生の状況等を踏まえ、緊急事態措置により、 積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3)国内や県内の患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内や県内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を要請する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6)住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに接種する。

(1)実施体制

【市の体制強化】

国内発生早期(県内未発生期)

• 状況に応じて市対策本部会議を開催し、全庁的な対策を強化する。(保健所、健康・

高齢部、市長公室、全庁)

各部局は業務継続計画に基づき、所管する新型インフルエンザ等対応業務及び市 民生活に不可欠な行政サービスを優先して継続する。(全庁)

県内発生早期(最初の国内患者の発生が本市の場合を含む)

- ・ 市内で初めて患者が発生した場合は、直ちに千葉県へ連絡するとともに、市対策本部会議を開催し、当面実施すべき具体的な対策を決定する。(保健所、健康・高齢部、市長公室、全庁)
- 国の現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部との連携を緊密にする。(保健所、健康・高齢部、市長公室、全庁)

【関係機関との連携】

• 市内の医療体制の確保や住民への予防接種の実施に当たって、医師会等関係団体 や医療機関と連絡調整を密にし連携を図る。(保健所、健康・高齢部)

【資材の確保】

• 新型インフルエンザ等対策を行うに当たり、緊急に必要となる資材について、財源を確保し、関連部局の依頼に基づき購入する。(企画財政部)

【職員の健康管理・勤務体制等】

- 引き続き、職員の健康管理に努めるとともに、新型インフルエンザ等の症状が認められた職員に対しては、出勤停止の措置をとり、受診の勧奨をする。(総務部、管理部、消防局、病院局)
- 患者と濃厚接触した職員に対しては、必要に応じ休暇の取得の指示や外出自粛の 徹底を要請する。また、感染者との接触機会の低減を図るため、通勤手段の変更 や時差式出勤、会議の中止等についての検討結果を周知する。(総務部、管理部、 消防局、病院局)
- 新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に係る執務可能な人員について定期 的に各課からの報告を受け、状況の把握と業務継続計画の進行管理を行う。(総務 部)

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

・国が緊急事態宣言を行った場合、市対策本部は特措法に基づき設置されたものと位置付ける。速やかに本部会議を開催し、今後の対策の基本的方針を決定する。(保健所、健康・高齢部、市長公室、全庁)

〔参考〕

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。 区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県 を指定する。ただし、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合 には、流行状況等も考慮し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

(2)サーベイランス・情報収集

[サーベイランス]

- 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、積極的疫学調査、インフルエンザ様疾患発生報告の強化、死亡及び重症者の状況把握を行う。(保健所)
- 学校、保育所、医療機関等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(学校教育部、子育て支援部、健康・高齢部、福祉サービス部、保健所)
- 学校や社会福祉施設などから集団発生の報告を受けた際は、PCR 検査を千葉県衛生研究所へ依頼するなど、地域流行の端緒をつかむ。(保健所)

[情報収集]

- 国から提供される国内外の発生状況、ウイルスの性状、抗インフルエンザウイルス薬、迅速診断キットやワクチンの有効性・安全性等の情報を収集し、迅速に関係機関に提供する。(保健所)
- 把握した患者について積極的疫学調査を実施し、届出だけでは得られない情報を 収集する。(保健所、関係部局)
 - ◇感染経路
 - ◇転帰までの症状及び治療経過
 - ◇基礎疾患
 - ◇接触者の情報

(3)情報提供・共有

【情報提供】

・ 市民に対してホームページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体を活用して市内の 発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施 主体を明確にしながら、広報チームが分かりやすく、出来る限りリアルタイムか

- つ一元的に情報提供する。(市長公室、保健所)
- 特に市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校、保育所等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(市長公室、保健所)
- 市民からの問い合わせ内容を踏まえて、市民がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行う。(市長公室、保健所)
- 引き続き、業務継続計画に基づき、中止又は縮小する市の事業について、市民、 事業者等に周知する。(市長公室)
- 引き続き、必要に応じて報道機関に対して、適時、市内の発生・対応状況について情報提供を行う。患者情報の提供に当たっては、個人情報の保護や人権に十分配慮することとする。(市長公室)
- 引き続き、市内に居住する外国人に対し、情報を提供する。また、外国人からの 一般的な問い合わせに応じる。(市長公室)

【情報共有】

• 国、千葉県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方 向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。 (保健所)

【職員間の情報共有】

- 各所管が実施する新型インフルエンザ等対策に係る資料等を共有フォルダに掲載 し、職員間で情報の共有を図る。(保健所、関係部局)
- 随時、新型インフルエンザ等に係る新情報を庁内LAN接続の電子掲示板を利用 し、全庁的な情報の共有を図る。(保健所、関係部局)

【相談業務の充実・強化】

• 国が示す状況の変化に応じたQ&Aの改定版に従い相談業務を充実、強化する。(保健所)

(4)予防・まん延防止

【まん延防止策】

国内発生早期(県内未発生期)

• 市内発生に備え、引き続き海外発生期の対策を行う。

県内発生早期

- 市内で患者が発生した場合は、千葉県へ報告するとともに、感染症法に基づき、 新型インフルエンザ等患者への対応(入院措置、治療、積極的疫学調査等)や患 者の接触者への対応(外出自粛要請、健康調査の実施、有症時の対応指導等)等 を行うことで、まん延防止を図る。(保健所)
- 千葉県と連携し、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請等を行う。
 - ◇市民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(市長公室、経済部、健康・高齢部、福祉サービス部、保健所、関係部局)
 - ◇事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(経済部、関係部局)
 - ◇公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感 染対策を講ずるよう要請する。(経済部、関係部局)
 - ◇ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、学校、保育所等における感染対策の実施 に資する目安が国から示された場合、関係機関に周知する。(子育て支援部、学 校教育部)
 - ◇市立小・中・高等学校及び特別支援学校においては、必要に応じて、学校保健 安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。また、 私立学校の設置者に対しても、必要に応じた臨時休業の措置について要請する。 (学校教育部)
 - ◇市立保育園等において、必要に応じ、臨時休園の措置を講じるとともに、私立 保育所等の設置者に対し、必要に応じた臨時休園の措置を要請する。(子育て支援部)
 - ◇臨時休業(休園)の実施に当たっては、家庭での感染対策や不要な外出を自粛する等の徹底を要請する。(子育て支援部、学校教育部)
 - ◇市のイベントや主催行事等、多数の者が集まる事業については感染拡大の機会を減らすため中止する。(関係部局)
 - ◇市の施設の管理者は、手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケット及び可能な限り換気、不特定多数の触れる箇所の消毒等の徹底を図るとともに職員の健康管理に努める。また、新型インフルエンザ等の症状の認められた職員に対しては、出勤停止の措置をとり、受診の勧奨をする。(総務部、関係部局)
 - ◇病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(保健所、健康・高齢部、 福祉サービス部)

【検疫所との連携】

 海外発生期同様、水際対策により健康監視の対象となった者及び国の指示により 自宅待機対象となった者に対する健康観察等を行う。ただし、国は、検疫の強化 について、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理 性が認められなくなった場合は措置を縮小することとしており、健康観察等の中 止については、国の方針に従う。(保健所)

【予防接種】

(住民接種)

- 国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。(保健所)
- ・ パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会や関係機関の協力を得て、 事前に定めておいた接種体制に基づき、予防接種法第6条第3項の規定に基づく 接種を開始するとともに、接種に関する情報を千葉県や国に提供する。(保健所)

(モニタリング)

• ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を 把握する。(保健所)

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、 必要に応じ、以下の対策を行う。

① 千葉県が行う以下の要請等の措置について市民や事業者等に周知するとともに、 千葉県からの要請に応じ適宜協力する。(市長公室、関係部局)

ア. 外出自粛要請

・住民に対し、特措法第45条第1項の規定に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。(対象となる区域については市町村単位、都道府県内のブロック単位が考えられる。)

イ. 施設の使用制限等の要請

・学校、保育所等に対し、特措法第45条第2項の規定に基づき、期間を定めて行う施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。なお、要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定に基づく指示を行う。要請・指示を行った際は、その施設名を公表する。

・学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項の規定に基づき、 職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が 生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。) に対し、特措法第45条第2項の規定に基づき、施設の使用制限又は基本的な 感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延 を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するた め特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定に基づき、 指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

② 住民接種

- ・区域の指定にかかわらず、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46 条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する住民に対する臨時の予 防接種を実施する。(保健所)
- ・住民接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、医療関係者に対する協力要請等を千葉県へ要請する。また、物資の確保その他の必要な協力については、指定行政機関及び千葉県へ求めるものとする(保健所)

(5)医療

【新型インフルエンザ等の症例定義】

国から新たに示される新型インフルエンザ等の症例定義を電子メール・ファクシミリを用いて関係機関へ一斉送信する。(保健所)

【医療体制の整備】

- 発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者外来の診療体制を継続する。相談センターについては、 千葉県の要請により状況に応じて24時間体制とするなど拡充する。(保健所)
- 一般の医療機関においても診察する体制に備えて標準予防策、個人防護具の着脱 方法等の訓練を実施するなど、院内感染対策の強化を要請する。(保健所)
- ・ 患者等が増加してきた段階においては、国の要請により、帰国者・接触者外来を 指定しての診療体制から一般の医療機関でも診察する体制に移行することを医療 機関に要請する。(保健所、健康・高齢部)
- 今後の感染拡大に備えて、かかりつけ患者に対する慢性疾患薬の長期処方及び電 話による再診についての検討を要請する。(保健所)
- 引き続き、医療機関に対し、医療従事者等が十分な防御なく曝露したと思われる場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(保健所)

【患者等への対応等】

- 千葉県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、 感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、 病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限 られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施 する。(保健所、健康・高齢部)
- 移送については、基本的に保健所が実施するが、症状により搬送が必要な場合は、 医療機関への搬送を消防局に要請する。(保健所、健康・高齢部)
- 感染症指定医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の症例定義により患者(疑似症患者を含む。)と診断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう周知する。 (保健所)
- 国・千葉県と連携し、必要と判断した場合には、検体を千葉県衛生研究所へ送付し、PCR 検査等を行う。ただし、全ての新型インフルエンザ患者の PCR 検査等による確定診断は、市内における患者数が極めて少ない段階で実施するものとし、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(保健所、健康・高齢部)
- 国・千葉県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居 者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露し た者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。 なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(保健所、健康・ 高齢部)

【医療機関等への情報提供】

• 引き続き、新たに国から示される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健所)

【抗インフルエンザウイルス薬】

• 千葉県が、県内感染期に備え、医療機関等に対し抗インフルエンザウイルス薬を 適切に使用するよう要請することに協力する。(保健所)

【医療機関、薬局の不測事態への対応】

• 医療機関、薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態に備えるよう呼びかける。(保健所、関係部局)

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合、指定(地方)公共 機関の責務は次のとおりである。

[指定(地方)公共機関の責務]

医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方) 公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の 製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(6)市民生活及び市民経済の安定の確保

【事業者の対応】

• 引き続き、市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染 対策を実施するよう要請する。(経済部、関係部局)

【市民・事業者への呼びかけ】

• 食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、国が事業者に対して行う要請に千葉県と連携し協力する。(経済部、関係部局)

【便乗悪質商法に対する啓発】

• 新型インフルエンザ等の発生に便乗する悪質商法に対して、注意喚起の啓発を行 う。(経済部)

【火葬能力等の把握】

• 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、 一時的に遺体を安置できる施設等を確保するための準備をする。(環境部)

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、 千葉県・指定(地方)公共機関・事業者・市は必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 事業者の対応等
- ・指定(地方)公共機関は業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- 登録事業者は、医療の提供の業務並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業

務の継続的な実施に向けた取組を行う。

・市は、国が行う当該事業継続のための法令の弾力運用について、国、千葉県と連携 し、必要に応じ周知を行う。

② 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒 その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適 切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ 運送・通信・郵便の確保

- ・運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において 旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- 電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、災害対策用設備の運用等、新型インフルンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

④ サービス水準に係る市民への呼びかけ

・市は、千葉県が行う事業者のサービス提供水準に係る状況について情報を収集する とともに、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低 下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係部局)

⑤ 緊急物資の運送等

- ・ 千葉県は、緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 千葉県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

国内発生早期(県内未発生期)~県内発生早期

・千葉県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

⑥ 生活関連物資等の価格の安定等

・市は、新型インフルエンザ等のまん延に伴い、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、千葉県が行う要請等に協力する。また、必要に応じて市民からの相談窓口の設置を行う。(経済部、関係部局)

⑦ 犯罪防止に係る情報提供等

・市は、混乱に乗じて発生する恐れのある犯罪を防止するため、警察と連携して防犯 情報を提供し注意喚起を図るとともに、適宜、警察に対して警戒や取り締まりを要 請する。(市民生活部)

Ⅲ-4 県内感染期

- 県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
 - ※ 感染拡大~まん延~患者の減少

対策の目的

- 1)医療提供体制を維持する。
- 2)健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。
- 2) 対策の実施については、発生の状況を把握し、実施すべき対策については、千葉県と連携し行うこととする。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、 積極的な情報提供を行う。
- 4)流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6)市は職員の健康管理の強化を図り、新型インフルエンザ等に係る対策を推進するとともに、市民サービスに必要不可欠な業務の継続に努める。
- 7) 受診者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、できるたけ速やかに住民接種を実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1)実施体制

【市の体制強化】

- ・ 市対策本部会議を開催し、県内の感染状況等に応じた対策を決定する。(保健所、 健康・高齢部、市長公室、全庁)
- 引き続き、各部局は業務継続計画に基づき、所管する新型インフルエンザ等対応 業務及び市民生活に不可欠な行政サービスを優先して継続する。(全庁)

【資材の確保】

• 引き続き、新型インフルエンザ等対策を行うに当たって、緊急に必要となる資材 について、財源を確保し、関連部局の依頼に基づき購入する。(企画財政部)

【関係機関との連携】

・ 市内の医療体制の確保やワクチンの予防接種の実施に当たって、医師会等関係団体や医療機関と連絡調整を密にし連携を図る。(保健所、健康・高齢部)

【職員の健康管理・勤務体制等】

- 引き続き、職員の健康管理に努めるとともに、新型インフルエンザ等の症状が認められた職員に対しては、出勤停止の措置をとり、受診の勧奨をする。(総務部、管理部、消防局、病院局)
- 引き続き、患者と濃厚接触した職員に対しては、必要に応じ休暇の取得の指示や 外出自粛の徹底を要請する。(総務部、管理部、消防局、病院局)
- 職員の感染状況により、各課において業務を継続するに当たって必要とする人員 の確保が困難となった場合は、同じ部局内で対応することとする。人員調整は各 部局の筆頭課で行うこととするが、それでも対応ができない場合には、総務部が 全庁的な調整を行う。(総務部、関係部局)
- 引き続き、新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に係る執務可能な人員について定期的に各課からの報告を受け、状況の把握と業務継続計画の進行管理をし、必要に応じ要員の配置を行う。(総務部)

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

○国が緊急事態宣言を行った場合

市対策本部は特措法に基づき設置されたものと位置付ける。速やかに本部会議を開催し、今後の対策の基本的方針を決定する。

- ○国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、 必要に応じ、以下の対策を行う。(市長公室、保健所、健康・高齢部、総務部、関係 部局)
 - 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった 場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の 措置の活用を行う。
 - 県知事への代行要請(第38条)
 - ・他の市町村長への応援の要求(第39条第2項)
 - ・県知事等への応援の要求(第40条)

- 他の地方公共団体へ一部事務の委託(第41条)
- ・指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請(第42条)
- 県知事に対する物資及び資材の供給要請(第50条) 等

(2) サーベイランス・情報収集

〔サーベイランス〕

- 国、千葉県の指示により、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、 積極的疫学調査、検体採取は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイラ ンスに戻す。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサー ベイランスに戻す。(保健所、子育て支援部、学校教育部、健康・高齢部、福祉サービス部)
- 引き続き、国から提供される国内外の発生状況の情報を収集し、必要な対策を実施する。(保健所)

[情報収集]

- 引き続き、国、千葉県からの情報収集のほか、インターネット等を活用し、WHO、 国立感染症研究所等から、新型インフルエンザ等の情報を収集する。(保健所)
- 感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する情報を収集し、対策に反映させる。(保健所)

(3)情報提供・共有

【情報提供】

- 引き続き、市民に対してホームページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体を活用して市内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、分かりやすく、できる限りリアルタイムかつ一元的に情報提供する。(市長公室)
- 引き続き、特に、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に 応じた医療体制を周知し、学校、保育所等や職場での感染対策についての情報を 適切に提供する。(市長公室、保健所)
- 引き続き、業務継続計画による中止又は縮小する市の事業について、市民、事業 者等に周知する。(市長公室)
- 引き続き、市内に居住する外国人に対し、情報を提供する。また、外国人からの 一般的な問い合わせに答える。(市長公室)

【情報共有】

・ 千葉県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の 情報共有を行う。(保健所)

【職員間の情報共有】

- 引き続き、各所管が実施する新型インフルエンザ等対策に係る資料等を共有フォルダに掲載し、職員間で情報の共有を図る。(保健所、関係部局)
- 各職員が状況の変化を速やかに把握できるよう、随時、新型インフルエンザ等に係る新情報を庁内LAN接続の電子掲示板を利用し、全庁的な情報の共有を図る。 (保健所、関係部局)

【相談窓口の継続】

国が示す状況の変化に応じたQ&Aの改定版に従い相談業務を継続する。(保健所)

(4)予防・まん延防止

【市内でのまん延防止対策】

- ・ 千葉県と連携し、業界団体等を経由し、または直接市民や事業者等に対して、次の要請を行う。特に、県内感染期のうち、流行が小規模な段階においては、市全体で積極的な感染対策をとる。
 - ◇市民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(市長公室、経済部、健康・高齢部、福祉サービス部、保健所、関係部局)
- ◇事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(経済部、関係部局)
- ◇公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染 対策を講ずるよう要請する。(経済部、関係部局)
- ◇ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、学校、保育所等における感染対策の実施に 資する目安が国から示された場合、関係機関に周知する。(子育て支援部、学校教 育部)
- ◇市立小・中・高等学校及び特別支援学校においては、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。また、私立学校の設置者に対しても、必要に応じた臨時休業の措置について要請する。(学校教育部)
- ◇市立保育園等において、必要に応じ、臨時休園の措置を講じるとともに、私立保 育所等の設置者に対し、必要に応じた臨時休園の措置を要請する。(子育て支援部)
- ◇臨時休業(休園)の実施に当たっては、家庭での感染対策や不要な外出を自粛す

る等の徹底を要請する。(子育て支援部、学校教育部)

- ◇市のイベントや主催行事等、多数が集まる事業については感染拡大の機会を減らすため中止する。(関係部局)
- ◇市の施設の管理者は、手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケット及び可能な限り換気、不特定多数の触れる箇所の消毒等の徹底を図るとともに職員の健康管理に努める。また、新型インフルエンザ等の症状の認められた職員に対しては、出勤停止の措置をとり、受診の勧奨をする。(総務部、関係部局)
- ◇病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する 施設等における感染対策を強化するよう要請する。(保健所、健康・高齢部、福祉 サービス部)
- 県内感染期と判断された場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう医療機関に要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国・千葉県の判断に従い対応する。(保健所)
- 県内感染期となった場合は、千葉県からの要請により、患者の濃厚接触者を特定 しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。

【予防接種】

- 予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。
- 引き続き、国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。 (保健所)

〔緊急事態宣言がされている場合の措置〕

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、 必要に応じ、以下の対策を行う。

① 千葉県が行う以下の要請等の措置について、市民や事業者等に周知するとともに、千葉県の要請に応じ適宜協力する。(市長公室、関係部局)

ア 外出自粛要請

・住民に対し、特措法第45条第1項の規定に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。(対象となる区域については市町村単位、都道府県内のブロック単位が考えられる。)

イ 施設の使用制限等の要請

・学校、保育所等に対し、特措法第45条第2項の規定に基づき、期間を定めて 行う施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。なお、要 請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定に基づく指示を行う。要請・指示を行った際は、その施設名を公表する。

・学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項の規定に基づき、職場における感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項の規定に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

② 住民接種

- ・区域の指定にかかわらず、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46 条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する住民に対する臨時の予 防接種を進める。(保健所)
- ・住民接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、医療関係者に対する協力要請等を千葉県へ要請する。また、物資の確保その他の必要な協力については、指定行政機関及び千葉県へ求めるものとする(保健所)

(5)医療

【県内感染期における対応】

千葉県からの要請により以下の対応を行う。

- ・ 相談センターは、帰国者・接触者相談センターの機能は廃止し、一般の相談業務のみを実施する。また、相談業務は24時間体制から適宜縮小する。(保健所)
- 相談センターでの振り分け、帰国者・接触者外来及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている 医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等患者の診療を行うよう、医師会や医療機関等に要請する。(保健所、健康・高齢部)
- 新型インフルエンザ等患者数が大幅に増加した場合は、国・千葉県と連携し、入院治療は重症患者及び重症に準ずる患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養に振り分けるよう医師会を通じて医療機関に要請する。(保健所、健康・高齢部)
- 重症患者及び重症に準ずる患者(以下「重症患者等」という。)については、これ

らの患者の入院治療に関する協力医療機関に対し、受け入れるよう要請する。(保健所、健康・高齢部)

- 新型インフルエンザ等の重症患者が優先的に入院できるよう、千葉県からの要請により医療機関の空床状況の把握や情報提供に努める。(保健所、健康・高齢部)
- 自宅での治療が可能な入院中の患者については、病状を説明したうえで退院を促すなど、新型インフルエンザ等の重症患者等を受け入れる病床の確保に努めるよう医療機関に要請する。(保健所、健康・高齢部)
- 新型インフルエンザ等の重症患者等の入院治療に当たっては、新型インフルエン ザ等以外の患者が交差しないよう院内感染対策に配慮するよう医療機関に要請す る。(保健所)
- かかりつけの患者が新型インフルエンザ等に疑われる症状を有する場合には、原則としてかかりつけの医療機関において診療するよう医療機関に要請するとともに、市民に対しても、かかりつけ医療機関での受診を要請する。(保健所、健康・高齢部)
- 在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国から対応方針が示された場合、医師会、薬剤師会等関係機関へ周知する(保健所)
- 国・千葉県と連携し、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在 庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続される よう、医師会、医療機関等と調整する。(保健所、健康・高齢部)

【医療機関等への情報提供】

• 引き続き、国から新たに示される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健所)

【在宅で療養する患者への支援】

- 新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び千葉県と連携し、関係団体等の協力を得ながら、見回り、医療、食事(災害用備蓄食料含む)の提供、医療機関への移送の支援や死亡した患者への対応を行う。医療機関への搬送が必要な場合は消防局へ要請する。(健康・高齢部、福祉サービス部、保健所、市長公室)
- 在宅で療養する新型インフルエンザ等患者に対する往診、訪問看護等については、 新型インフルエンザ等の重症患者に係る診療に従事していない医師が積極的に関 与するよう医師会等へ要請する。(保健所)

【医療機関・薬局の不測事態への対応】

・引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態に備えるよう呼びかける。(保健所、関係部局)

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合、指定(地方)公共機関の責務は次のとおりである。また、市は、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

[指定(地方)公共機関の責務]

医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方) 公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の 製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

〔臨時の医療施設等〕

医療機関が不足した場合には、千葉県からの要請により、医療機関に定員超過入院等を求めるほか、新型インフルエンザ等を発症し、外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、感染防止及び衛生面を考慮し、臨時の医療施設を設けるなど、必要な医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その 状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。(保健所、健康・ 高齢部、関係部局)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

【事業者の対応】

• 市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を講じるよう要請する。(経済部、関係部局)

【市民・事業者への呼びかけ】

• 食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、国が事業者に対して行う要請に千葉県と連携し協力する。(経済部、関係部局)

• 市のごみ処理体制の維持が困難な場合、市ホームページや広報紙等で市民・事業者に対し、ごみの排出抑制について協力要請する。(環境部)

【便乗悪質商法に対する啓発】

• 引き続き、新型インフルエンザ等の発生に便乗する悪質商法に対して、注意喚起の啓発を行う。(経済部)

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、千葉県・指定(地方)公共機関・事業者・市は必要に応じ、以下の対策を行う。

① 事業の継続等

- ・指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を 行う。
- ・市は、国が行う当該事業継続のための法令の弾力運用について、国・千葉県と連携 し、必要に応じ周知を行う。(経済部、関係部局)
- ② 電気及びガス並びに水の安定供給 県内発生早期の記載を参照
- ③ 運送・通信・郵便の確保 県内発生早期の記載を参照
- ④ サービス水準に係る市民への呼びかけ
 - ・市は、引き続き、千葉県が行う事業者のサービス提供水準に係る状況について情報を収集するとともに、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係部局)
- ⑤ 緊急物資の運送等県内発生早期の記載を参照
- ⑥ 物資の売渡しの要請等
 - ・千葉県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

県内感染期

- ・ 千葉県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者 に対し特定物資の保管を命じる。
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定等
 - ・市は、引き続き、新型インフルエンザのまん延に伴い、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、千葉県が行う要請等に協力する。(経済部、関係部局)
 - ・市は、千葉県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(経済部、関係部局)
- ⑧ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者等への生活支援
 - ・市は在宅の高齢者や障害者等の要援護者について、関係団体等と協力し情報収集に 努める。また、新型インフルエンザ等の流行により介助者のいない児童については、 学校教育部及び子育て支援部が情報収集に努める。収集した情報により必要がある と認めた場合は、国、千葉県と連携し、見回り、介護、訪問診療、食事(災害用備 蓄食料含む)の提供などの支援や死亡時の対応等について、医師会等関係団体と協 力して行う。医療機関への搬送が必要な場合は消防局へ要請する。(健康・高齢部、 福祉サービス部、保健所、子育て支援部、学校教育部、市長公室)
- ② 犯罪防止に係る情報提供等 県内発生早期の記載を参照
- ⑩ 遺体の火葬・安置
 - 市は、死亡者が増加した場合は、四市複合事務組合に火葬場の稼動時間延長等、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。
 - 死亡者が増え、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、 市は千葉県からの要請により、予め準備をしていた施設等を一時的な遺体安置所と して設置する。設置に当たっては、千葉県に要請し遺体の保存のために必要な保存 剤や遺体からの感染を防ぐために必要な納体袋等の物資を確保するとともに、部内 での応援による人員を確保し対応する。
 - ・また、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体 安置所の拡充を検討する。(環境部)
- ⑪ 埋葬及び火葬許可の特例
 - ・死亡届受理市町村以外の市町村でも、死亡診断書等により埋葬・火葬の許可が可能 となる等、墓地、埋葬等に関する法律の手続の特例が設けられた場合は、市は当該

特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(市民生活部)

- ・ 火葬の実施までに時間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国の定めるところにより千葉県が実施する埋葬又は火葬に対し、必要に応じ適宜協力する。 (環境部)
- ⑩ 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等
 - ・市は、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを国が指定した場合、市民等に周知する。(市長公室、保健所、関係部局)
- ⑬ 新型インフルエンザ等緊急事態に関する事業者等への支援の周知と相談
 - ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市内事業者及び農林漁業者等が経 営不振等によって資金繰りに影響の出るおそれがある場合には、経営安定に係る国 及び千葉県の支援策を周知するとともに相談業務を行う。(経済部)

Ⅲ-5 小康期

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行は一旦終息している状況。

対策の目的

1)市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- 1)第二波の流行に備えるため、第一波に関する評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3)情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1)実施体制

【基本的対処方針の変更】

国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針の公示内容について確認するとともに、千葉県の対応を踏まえ、市における対応を決定する。(対策本部)

【緊急事態宣言解除】

• 国が緊急事態解除宣言を行った場合は、関係機関へ周知する。(関係部局)

[参考]

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときの具体例

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡 する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に考慮し、 基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

【通常の業務体制への移行】

• 業務継続計画に基づき縮小・中止していた市の業務を再開する。(全庁)

【対策の評価・見直し】

• これまでの各段階における対策に関する評価を行い、政府行動計画やガイドライン、また、県行動計画やマニュアル等の見直しを踏まえ、必要に応じて、市行動計画、マニュアル等の改定等を行う。(保健所、関係部局)

【市対策本部の廃止】

・ 千葉県の対策本部が廃止された場合、速やかに市対策本部を廃止する。(保健所、 健康・高齢部、市長公室、全庁)

(2) サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

- インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。(保健所)
- 再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握を 強化する。(学校教育部、子育て支援部、健康・高齢部、福祉サービス部、保健所)
- インフルエンザ様疾患による臨時休業の報告を受けた場合は、直ちに千葉県へ報告する。必要に応じて、検体採取を行い確認検査を千葉県衛生研究所に依頼する。 (保健所)

【情報収集】

• 引き続き、国や千葉県からの情報収集のほか、インターネット等を活用し、WHO、 国立感染症研究所等から、新型インフルエンザ等の情報を収集する。(保健所)

(3)情報提供・共有

【情報提供】

- ホームページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体を活用し、小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を行う。(市長公室)
- ・ 業務継続計画に基づき縮小・中止していた業務を再開し、平常時の体制となった ことを市民、事業者等に周知する。(市長公室)

【情報共有】

・ 千葉県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の 情報共有の体制を維持しつつ、第二波に備えた体制の再整備について検討する。 (保健所)

【相談窓口の縮小】

国の要請に基づき、相談センターを状況をみながら縮小する。(保健所)

(4) 予防・まん延防止

【感染対策の継続】

・ 第二波に備え、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の継続の必要性を周知する。(保健所・市長公室)

【予防接種】

• 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。(保健所)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

○緊急事態がされている場合は、上記の対策に加え、以下の対策を行う。

国・千葉県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づく、予防接種法第6条第1項に規定する住民に対する臨時の予防接種を進める。(保健所)

(5)医療

【医療体制】

- 千葉県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す場合、その旨を医療機関に周知する。(保健所、健康・高齢部)
- 不足している医療資器材(個人防護具等)の備蓄を行う(保健所)

【抗インフルエンザウイルス薬】

• 国が示す、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知する。(保健所)

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

千葉県と連携し、必要に応じ県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

【市民・事業者への呼びかけ】

必要に応じ、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、国が事業者に対して行う要請に千葉県と連携し協力する。(経済部、関係部局)

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

- ① 業務の再開
 - ・千葉県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可 欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えな い旨周知する。市は千葉県からの要請に応じて適宜協力する。(経済部、関係部局)
 - ・千葉県は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。市はこれらの情報の収集に努めるとともに、千葉県からの要請に応じ適宜協力する。(経済部、関係部局)
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 県内感染期の記載を参照する。
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、国及び千葉 県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(関係部局)

発生段階ごとの主な対策

		カエバ	省しての土な刈束		
	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期)~ 県内発生早期	県内感染期	小康期
実施体制	・行動計画・業務継続計画等の作成及び見直し・県と連携した訓練の実施・必要に応じ健康危機管理対策委員会で情報共有	 健康危機管理対策委員会で対応策の確認 対策本部の設置(任意) 対策本部会議の開催 業務継続計画の発動 関係機関との連携強化 	 対策本部会議の開催 業務継続計画に基づく 優先業務の実施 関係機関との連携強化 ◎国の緊急事態宣言 宣言後の対策本部は特措 	・対策本部会議の開催業務継続計画に基づく 優先業務の実施・関係機関との連携強化 まに基づいて設置されたもの	・対策本部の廃止・縮小・中止をしていた 業務の再開・行動計画等の見直し
情報収集	・通常のサーベイランス の実施	・引き続き通常のサーベ イランスを実施 ・患者の全数把握の開始 ・学校等集団発生の把 握の強化	・患者の全数把握の継続・入院患者の全数把握の実施・学校等集団発生の把握の強化	通常のサーベイランス に戻す 患者及び入院患者の全 数把握の中止 重症者及び死亡者のみ 把握	通常のサーベイランスの実施学校等集団発生の把握の強化
情報提供·共有	・利用可能なあらゆる媒体による情報提供 ・手洗い・うがい等の感染対策の音を ・再のでは、 ・再のでは、 ・一型では、 ・職員では、 ・関係機関等と双方向の情報共有のは、 ・発生時においては、 ・発生時においては、 ・関係を表している。 ・発生時においては、 ・利用では、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・利用可能なあらゆる媒体による情報提供 ・手洗い・うきのがい等の感染対策の当なを設置し一元的な情報提供 ・相談センターで一般の相談窓が目のではいる中間といる。 ・業務継続が事業等の周知 ・関係機関等と双方向の情報共有	・利用可能なあらゆる媒体による情報提供 ・広報チームによる一元的な情報提供 ・業務継続計画による中止・総小業務等の周知・相談窓口の充実強化・関係機関等と双方向の情報共有	 利用可能なあらゆる媒体による情報提供 広報チームによる一元的な情報提供 業務継続計画による中止・縮小業務等の周知・相談窓口の継続・関係機関等と双方向の情報共有 	・ 小康期に入ったことの 周知 ・第二波に備えた市民へ の情報提供と注意喚起 ・ 接務再開の周知 ・ 相談窓口の縮小 ・ 第二波に備え、関係機 関との情報共有体制の 再整備の検討
予防・まん延防止	 個人レベル対策の普及 職場における感染対策の周知準備 特定接種の登録業務への協力 特定接種及び住民接種の接種体制の構築 接種に関する情報提供 	・基本的な感染対策の普及 ・入国者に関する健康観察等の実施 ・感染症法で支施 ・感染症法で実施 ・病院等施設の感染対策 の強化要請 ・職員等へ特定接種の実施 ・住民接種の具体的準備を進める ・接種に関する情報提供	・基本的な感染対策の勧奨 ・感染症法に基づく患者への対応の実施 ・病院等施設の感染対策強化要請 ・職場における感染対策の徹底要請 ・住民接種の開始 ・接種に関する情報提供 ★住民接種は予防接種法 ★県知事による不要不急 ★県知事による学校等の	・基本的な感染対策を強く勧奨 ・患者の濃厚接触者を特定しての措置の中止 ・濃厚接触者(同居者除く)の予防投与の中止 ・病院等施設の感染対策の強化要請 ・職場における感染対策の依医種種を進める ・接種を関する情報提供 第6条第1項の臨時の予防接の外出自粛要請施設の使用制限要請等	 基本的な感染対策継続の必要性の周知 住民接種を進める 種に位置づけ
医療	 市の実情に応じた医療体制の整備 相談センター設置の準備 県内感染期におけるファクの整備 ・感染期処方導入体制の必要備 ・感染期における医療の確保(診療継続計画作成要請、入院等)の整備を放制の整備を放射の整備を放射の整備を放射の整備を放射の整備を放射の整備を放射の整備を放射の整備を対している。 	・症例定義の周知・帰国者・接触者外来の設置・相談センターでの患者の振り分け・PCR接査の実施・確定患者への予防投与・医療機関へ診断・治療に関する情報提供	・症例定義の周知 ・帰国者・接触者外来の 継続 ・相談センターの拡充 ・PCR検画の実施 (患者増加段階) ・確定患者への入院勧告 ・濃厚接触者への予防投 ・震療機関へ診断・治療 に関する情報提供	・相談センターから帰国者・接触者外来の振り分け中止・帰国者・接触者外来の中止・入院割告の中止・原則一般の医療機関での診療を関始・重症者を入び重症を支いを変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変し、変	・通常の医療体制に戻す ・不足する医療資器材(個人防護具等)の備蓄 ★緊急事態宣言措置の縮 小・中止
市民生活及び市民経済の	 物資供給の要請等への協力 感染期における要援護者への生活支援の具体的手続きの決定 火葬能力の把握 遺体安置所の決定 個人防護具等物資の備蓄 	事業者へ健康管理の徹底及び感染対策の要請遺体安置所確保の準備	 事業者へ健康管理の徹底及び感染対策の要請 遺体安置所確保の準備 消費者としての適切な行動の呼びかけ ★指定(地方)公共機関 ★生活関連物資等の価格の ★犯罪防止に係る情報提供 	- 事業者へ健康管理の徹底及び感染対策の要請 ・消費者としての適切な行動の呼びかけ は業務を継続 つ安定等の要請	・消費者としての適切な 行動の呼びかけ ★事業者等への支援策の 周知及び相談業務の実 施 ★緊急事態宣言措置の縮 小・中止
	★ は新型インフル	L エンザ等緊急事態宣言時の&	・ ・必要に応じて実施する措置	<u> </u>	

船橋市新型インフルエンザ等対策本部における各部署の行うべき主な分掌事務

- ●:所掌業務
- ◎: 所掌業務(他部局からの応援・協力あり)
- 〇:応援・協力する業務

〔発生段階〕

- A • 海外発生期
- B • 国内発生早期(県内未発生期)~県内発生早期
- C • 県内感染期
- ・緊急・・・千葉県が緊急事態宣言区域に指定された場合

• 緊急 • • • 十s	業県刀、緊急	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
部署名	段階	主な分掌事務
各部共通の事務	А	●市対策本部からの指示に関すること
		海外発生期以降、随時開催される市対策本部において決定された指示を実行す
		ී
	А	●所管施設への情報提供、連絡調整、感染対策に関すること
		所管する施設へ、国・千葉県及び保健所から提供される新型インフルエンザ等
		に係る情報を随時提供する。また、手洗い・うがい・マスクの着用、咳エチ
		ケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策を勧奨するととも
		に、施設に手指消毒剤を配布する。
	А	●所管する事業者や関係団体等への情報提供及び連絡調整に関すること
		所管する事業者や関係団体等へ、国・千葉県及び保健所から提供される新型イ
		ンフルエンザ等に係る情報を随時提供する。
	А	●業務継続計画に基づいた事業の実施に関すること
		新型インフルエンザ等の発生に備え予め作成していた業務継続計画に基づ
		き、各部署で行うべき新型インフルエンザ等対応業務及び市民生活の維持に
		不可欠なサービスを継続して提供する。
	В	●市主催のイベント・行事等の中止に関すること
		イベントや行事等多数の者が集まる事業については感染拡大の機会を減らす
		ため、必要に応じ中止する。
	緊急	また、緊急事態宣言時において、千葉県が施設管理者に対して行う施設の使
		用制限等の要請に従う。
	С	●部内各課及び他部局への応援に関すること
		各課において、業務を継続するに当たって必要とする人員の確保が職員の感染
		状況により困難となった場合は、各部局の筆頭課が人員調整を行い、それに基
		づき他課への応援を行う。また、部局内で対応できない場合には、総務部が行
		う全庁的な調整により他部局への応援を行う。
	緊急	●所管する事業者や関係団体等へ施設の使用制限等の周知に関すること
		社会福祉施設(デイケア・ショートステイ等の通所または短期間の入所により
		利用されるものに限る)、興行場その他多数の者が利用する施設を所管する部
		局は、緊急事態宣言時において、千葉県が行う施設の使用制限等の要請及び指
		示について、千葉県からの要請に応じ適宜協力する。
	随時	●その他必要に応じた対応に関すること
		その他、新型インフルエンザ等対策を推進するに当たって必要となる対応に
		関すること。

部署名	段階	主な分掌事務
保健所	А	●健康危機管理対策委員会の開催に関わる事務に関すること(保健総務課)
		新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、健康危機管理対策委員会を開
		催し、海外での新型インフルエンザ等の発生情報を共有するとともに、国・
		千葉県からの情報の収集や市内発生に備えて対応策の確認を行う。
	А	●市対策本部の運営に関すること(保健所)
		新型インフルエンザ等が発生し、国及び千葉県が新型インフルエンザ等対策
		本部を設置した場合、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置し会議を
		開催する。以後、状況に応じ会議を開催し、全庁的な対策を推進する。事務局
		は保健所、健康政策課、危機管理課で行う。
	А	●市民に対する新型インフルエンザ等に関する知識の普及・啓発に関すること(保健総務課)
		手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な
		感染対策や2週間程度の食料品等生活必需品の備蓄を勧奨する。
		・新型インフルエンザ等の発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要と
		なる対策等を、市対策本部に設置する広報チームが一元的に、対策の決定プ
		ロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、情報の届きにくい
		人にも配慮し、ホームページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体を活用し、
		分かりやすくできる限りリアルタイムに情報提供し、注意喚起を行う。
	Α	●新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び還元に関すること(保健総務課)
		・国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、ウイルスの性状、抗インフルエ
		ンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等の情報を収集し、迅速に市民
		や医師会等関係機関に提供する。
	Α	●社会福祉施設等における感染対策に関すること(保健総務課)
		・保健所及び健康・高齢部、福祉サービス部は、病院・高齢者施設等の基礎疾
		患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策
		を強化するよう要請する。
	Α	●国・千葉県との情報共有に関すること(保健総務課)
		国・千葉県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ
		双方向の情報共有を行う。
	Α	●医師会・歯科医師会・薬剤師会、医療機関との連絡調整に関すること(保健総務課)
		市内の医療提供体制の確保にあたっては、医師会等関係団体や医療機関の協
		力が不可欠であるため、連絡調整を密にし連携を図る。また、国や千葉県か
		ら提供される新型インフルエンザ等に係る情報を随時提供し情報を共有す
		నె.
	A	◎帰国者・接触者外来の設置に関すること(保健総務課、健康政策課)
		海外発生期に、帰国者・接触者外来の設置を感染症指定医療機関及びあらか
		じめ依頼している協力医療機関に要請する。 なお、 相談センターの 24 時間
		体制の移行と同時に 24 時間の診療体制をとる帰国者・接触者外来を設置す
		3.
	A	●相談センターの設置に関すること(保健総務課)
		海外発生期に、相談センターを設置し、発生国からの帰国者や患者の濃厚接
		触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に対して、相談センターを通
		じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。また、夜間における市
		民の不安を解消するため、民間への委託により24時間体制へ移行するなど

拡充する。

A ◎相談センターにおける相談業務に関すること(保健所)

相談センターにおいては、帰国者・接触者外来への振り分けのほか、国が示すQ&Aに基づき、新型インフルエンザ等に係る一般的な問い合わせに対応するとともに適切な情報提供を行う。保健所は保健師を中心とする職員で相談業務を行うこととするが、相談業務にあたっては、分かりやすいマニュアルを作成し、情報の一元管理を行うとともに速やかに職員間で共有し、職員誰もが同じ対応ができるようにする。

△ ○市内の患者発生に備えた入院の医療体制に関すること(保健総務課、健康政策課)

保健所及び健康・高齢部は、市内の患者発生に備え、事前に医師会等と協議 し了解を得ていた協力医療機関で入院治療を行うことについて確認する。また、市内の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院含む)を把握 し、千葉県へ報告する。

A **②健康観察等に関すること(保健総務課、健康づくり課)**

水際対策より健康監視の対象となった者及び国の指示により自宅待機対象となった者に対する健康観察等を行う。水際対策の縮小・中止などによる健康 観察等の中止については、国の方針に従う。

△ ◎感染症法に基づく積極的疫学調査・措置に関すること(保健総務課、地域保健課、健康づくり課)

海外発生期より、新型インフルエンザ等の患者(疑似症を含む)、要観察例及び接触者を対象に感染症法に基づき疫学調査を実施する。また、患者と確定された場合には、感染症指定医療機関等への入院勧告を行う。

△ □ ◎患者搬送に関すること(保健総務課、衛生指導課、健康・高齢部)

- ・相談センターを通じて帰国者・接触者外来へ受診するに当たっては、原則個々で交通手段を確保してもらうが、感染拡大防止の観点から公共交通機関の使用を避ける必要があるため、交通手段のない市民の搬送を健康・高齢部等の応援を得て実施する。また、搬送を必要とする者が著しく増加した場合は、民間への委託を行う。
- ・症状により搬送が必要な場合は、医療機関への搬送を消防局に要請する。

△ ○検体搬送に関すること(保健総務課、衛生指導課、健康・高齢部)

帰国者・接触者外来で、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から PCR 検査のため採取した検体は千葉県衛生研究所へ搬送する。搬送に当たっては健康・高齢部等の応援を得て行う。

国からの要請があった場合は、患者の同居者、帰国者・接触者外来の医療従事者、救急隊員等搬送従事者等に対して、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に要請する。

A O職員への特定接種に関すること(保健総務課)

国の基本的対処方針を踏まえ、総務部が新型インフルエンザ等対策に従事する職員等に対し行う特定接種に協力する。

△ ●健診事業、健康教室等における感染対策に関すること(地域保健課)

発生早期の段階では、主に乳幼児が対象となる健診事業や市民が集まる健康 教室等での感染を予防するため、手洗い・うがい・マスクの着用、咳エチケット等の感染対策の周知を図る。また、必要により事業を中止する。

B ●入院措置・移送業務に関すること(保健総務課)

新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関に移送し、入院措置を行う。移送は、基本的に保健所が行うが、症状により搬送が必要な場合は、医療機関への搬送を消防局に要請する。

B ●住民接種に関すること(健康づくり課)

緊急

C

医師会等と協議し事前に定めていた接種場所、接種の周知方法、予約方法等の具体的な接種体制に基づき具体的な準備を進め、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を開始する。また、予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、医療関係者に対する協力要請を千葉県へ要請する。物資の確保その他の必要な協力については、指定行政機関及び千葉県へ要請する。

緊急事態宣言時には、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を行う。

●県内感染期における医療体制に関すること(保健総務課)

新型インフルエンザ等患者数が大幅に増加した場合は、国・千葉県と連携し、 入院治療は重症患者及び重症に準ずる患者を対象とし、それ以外の新型イン フルエンザ等患者に対しては在宅での療養に振り分けるよう医師会を通じて 医療機関に要請する。

○ ●在宅で療養する患者への支援(保健総務課、地域保健課)

福祉サービス部、健康・高齢部及び保健所は、在宅で療養する患者について、 患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び干葉県と連携し、医師 会等関係団体の協力を得ながら見回り、医療、食事(災害用備蓄食料含む) の提供、医療機関への移送の支援や死亡した患者への対応を行う。医療機関 への搬送が必要な場合は消防局へ要請する。

緊急 ●要援護者等への生活支援(保健総務課、地域保健課)

健康・高齢部、福祉サービス部及び保健所は、在宅の高齢者や障害者等の要援護者について、関係団体等と協力し情報収集に努める。また、新型インフルエンザ等の流行により介助者のいない児童については、学校教育部及び子育て支援部が情報収集に努める。健康・高齢部、福祉サービス部、保健所、子育て支援部及び学校教育部は収集した情報により必要があると認めた場合は、国・千葉県と連携し、見回り、介護、訪問診療、食事(災害用備蓄食料含む)の提供などの支援や死亡時の対応等について、医師会等関係団体と協力して行う。医療機関への搬送が必要な場合は消防局へ要請する。

緊急 ●指定行政機関等の長等に対する職員の派遣要請に関すること(保健所)

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態宣言措置を行うことができなくなった場合は必要により、原則として千葉県を経由し、指定行政機関の長等に対して職員の派遣を要請する。派遣要請は、総務部が行うものとする。

緊急 | 回臨時の医療施設等での医療の確保に関すること(保健総務課、健康政策課)

入院患者数と病床利用率の状況から、病床が不足し医療の提供に支障が生じる場合には、千葉県からの要請により、医療機関に定員超過入院等を求めるほか、新型インフルエンザ等を発症し外来治療を受ける必要のある患者や病状は比較的軽症であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設け

		るなど適切な医療を提供する。
健康・高齢部	А	●市対策本部の運営に関すること(健康政策課)
		新型インフルエンザ等が発生し、国及び千葉県が新型インフルエンザ等対策
		本部を設置した場合、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置し会議
		を開催する。以後、状況に応じ会議を開催し、全庁的な対策を推進する。事
		務局は保健所、健康政策課、危機管理課で行う。
		●社会福祉施設等における感染対策に関すること(高齢者福祉課、介護保険課、包括支援課、
		障害福祉課)
	А	・保健所及び健康・高齢部は、病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集
		まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要
		請する。
	В	・手洗い・うがい・マスクの着用、咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤
		等の基本的な感染対策を勧奨する。また、新型インフルエンザ等症状の認め
		られた従業員の出勤停止、受診の勧奨を要請する。また、保健所と連携し、
		国・千葉県及び保健所から提供される社会福祉施設等における新型インフル
		エンザ等に係る情報や対策を陥時提供する。
	A	●医師会・歯科医師会・薬剤師会・医療機関との連絡調整に関すること(健康政策課)
		市内の医療提供体制の確保や住民接種の実施にあたっては、医師会等関係団
		体や医療機関の協力が不可欠であるため、連絡調整を密にし連携を図る。
	A	〇帰国者・接触者外来の設置に関すること(健康政策課)
		海外発生期に、帰国者・接触者外来の設置を感染症指定医療機関及びあらか
		じめ依頼している協力医療機関に要請する。 なお、 相談センターの 24 時間
		体制の移行と同時に24時間の診療体制をとる帰国者・接触者外来を設置す
		る。
	A	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 市内の患者発生に備えた入院の医療体制に関すること (健康政策課)
		保健所及び健康・高齢部は、市内の患者発生に備え、事前に医師会等と協議
		し了解を得ていた協力医療機関で入院治療を行うことについて確認する。ま
		た、市内の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院含む)を把握
		し、千葉県へ報告する。
	A	○患者搬送に関すること(健康・高齢部)
		保健所が行う、交通手段のない市民の帰国者・接触者外来への搬送業務に協
		力する。
	A	○検体搬送に関すること(健康・高齢部)
	, ,	帰国者・接触者外来等で、新型インフルエンザ等が疑われる患者から採取し
		た検体を、保健所が PCR 検査のため千葉県衛生研究所へ搬送する業務に協
		力する。
	С	●在宅で療養する患者への支援(健康政策課、地域包括ケア推進課、高齢者福祉課、介護保
		除課、包括支援課)
		健康・高齢部、福祉サービス部及び保健所は、在宅で療養する患者について、
		患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び千葉県と連携し、医師
		会等関係団体の協力を得ながら見回り、医療、食事(災害用備蓄食料含む)
		の提供、医療機関への移送の支援や死亡した患者への対応を行う
	緊急	●要援護者等への生活支援(高齢者福祉課、介護保険課、包括支援課)
		健康・高齢部、福祉サービス部及び保健所は、在宅の高齢者や障害者等の要

		援護者について、関係団体等と協力し情報収集に努める。また、新型インフ	
		ルエンザ等の流行により介助者のいない児童については、学校教育部及び子	
		育て支援部が情報収集に努める。健康・高齢部、福祉サービス部、保健所、	
		子育て支援部及び学校教育部は収集した情報により必要があると認めた場合	
		は、国・千葉県と連携し、見回り、介護、訪問診療、食事(災害用備蓄食料	
		含む)の提供などの支援や死亡時の対応等について、医師会等関係団体と協	
		力して行う。医療機関への搬送が必要な場合は消防局へ要請する。	
	緊急	●指定行政機関等の長等に対する職員の派遣要請に関すること(健康政策課)	
		新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態宣言措置を行うことができな	
		くなった場合は必要により、原則として千葉県を経由し、指定行政機関の長	
		等に対して職員の派遣を要請する。派遣要請は、総務部が行うものとする。	
	緊急	O臨時の医療施設等での医療の確保に関すること (健康政策課)	
		保健所と協力し、入院患者数と病床利用率の状況から、病床が不足し医療の	
		提供に支障が生じる場合には、千葉県からの要請により、医療機関に定員超	
		過入院等を求めるほか、新型インフルエンザ等を発症し外来治療を受ける必	
		要のある患者や病状は比較的軽症であるが在宅療養を行うことが困難であ	
		り、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨	
		時の医療施設を設けるなど適切な医療を提供する。	
福祉サービス部		●社会福祉施設等における感染対策に関すること(障害福祉課、指導監査課)	
	А	・保健所及び福祉サービス部は、病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が	
		集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう	
		要請する。	
	В	・手洗い・うがい・マスクの着用、咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤	
		等の基本的な感染対策を勧奨する。また、新型インフルエンザ等症状の認め	
		られた従業員の出勤停止、受診の勧奨を要請する。また、保健所と連携し、	
		国・千葉県及び保健所から提供される社会福祉施設等における新型インフル	
		エンザ等に係る情報や対策を随時提供する。	
	С	エフララに所る時間はできません。 ●在宅で療養する患者への支援(地域福祉課、障害福祉課、指導監査課)	
		健康・高齢部、福祉サービス部及び保健所は、在宅で療養する患者について、	
		患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び千葉県と連携し、医師	
		会等関係団体の協力を得ながら見回り、医療、食事(災害用備蓄食料含む)	
	E7.4	の提供、医療機関への移送の支援や死亡した患者への対応を行う	
	緊急	●要援護者等への生活支援(地域福祉課、障害福祉課、指導監査課) 「健康」 京告が、「京かけ」 「マルト」 「マスカアスト/ (伊京に) 大口の 京告を来り (中京 アスカー・アスカー・アスカー・アスカー・アスカー・アスカー・アスカー・アスカー・	
		健康・高齢部、福祉サービス部及び保健所は、在宅の高齢者や障害者等の要	
		援護者について、関係団体等と協力し情報収集に努める。また、新型インフ	
		ルエンザ等の流行により介助者のいない児童については、学校教育部及び子	
		育て支援部が情報収集に努める。健康・高齢部、福祉サービス部、保健所、	
		子育て支援部及び学校教育部は収集した情報により必要があると認めた場合	
		は、国・千葉県と連携し、見回り、介護、訪問診療、食事(災害用備蓄食料	
		含む)の提供などの支援や死亡時の対応等について、医師会等関係団体と協	
		カして行う。医療機関への搬送が必要な場合は消防局へ要請する。	
子育て支援部	А	●保育園・放課後ルーム・児童ホーム等における感染対策に関すること(公立保育園管理課、	
		児童家庭課、地域子育て支援課、療育支援課)	
		保護者に対しては、家庭での手洗い・うがいや咳エチケットの取り組みを呼	

	1	
		びかけるとともに、園や放課後ルーム等の室内に立ち入る場合は、手洗い、
		うがいを行ってから入室するよう協力を求める。
	А	●園児の健康観察及び感染状況の把握に関すること(公立保育園管理課)
		保育園児が体調不良となった時は、早めに休むよう呼びかける。特に、発熱
		の症状がある場合は、園内での感染拡大を防止するため登園をしないよう理
		 解と協力を求めておく。また、新型インフルエンザ等にり患した園児につい
		ては速やかに園へ連絡をするよう保護者に周知しておく。
	В	●保育園・放課後ルーム・児童ホーム等における行事の中止に関すること(公立保育園管理
		課、児童家庭課、地域子育て支援課、療育支援課)
		行事等多数の者が集まる事業については感染拡大の機会を減らすため必要に
		がい中止する。
	В	●保育園・放課後ルーム・児童ホーム等の休園・休業措置に関すること(公立保育園管理課、
		保育認定課、児童家庭課、地域子育で支援課、療育支援課)
		学校、保育所等における感染対策の実施に資する目安が国より示された場合、関係機関に関切するとともに、発売している。
		関係機関に周知するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、必
		要に応じて保育園・放課後ルーム・児童ホーム等の臨時休園・休業等を実施
		する。臨時休園・休業の実施について、園児・児童等を通じて保護者に周知
		し、家庭での感染対策や不要な外出の自粛等の徹底を要請する。また、私立
		保育所等の設置者に対しては必要に応じた臨時休園の措置について要請す
		వ .
	緊急	緊急事態宣言時には、千葉県が行う学校、保育所等の施設の使用制限の要請
		等に従うとともに、私立保育所等への周知を図る。
	緊急	●要援護者等への生活支援(公立保育園管理課、児童家庭課、地域子育て支援課、療育支援
		課)
		健康・高齢部、福祉サービス部及び保健所は、在宅の高齢者や障害者等の要
		援護者について、関係団体等と協力し情報収集に努める。また、新型インフ
		ルエンザ等の流行により介助者のいない児童については、学校教育部及び子
		育て支援部が情報収集に努める。福祉サービス部、健康・高齢部、保健所、
		子育て支援部及び学校教育部は収集した情報により必要があると認めた場合
		は、国・千葉県と連携し、見回り、介護、訪問診療、食事(災害用備蓄食料
		含む)の提供などの支援や死亡時の対応等について、医師会等関係団体と協
		力して行う。医療機関への搬送が必要な場合は消防局へ要請する。
市長公室	Α	●市対策本部の運営に関すること(危機管理課)
		新型インフルエンザ等が発生し、国及び千葉県が新型インフルエンザ等対策
		本部を設置した場合、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置し会議
		を開催する。以後、状況に応じ会議を開催し、全庁的な対策を推進する。事
		務局は保健所、健康政策課、危機管理課で行う。
	А	●広報の総括に関すること(広報課)
		市対策本部に広報チームを設置し、情報の集約・整理、一元的な発信、各対
		象への窓口業務の一本化を行う。また、提供する情報の内容に応じ、対策の
		実施主体となる部局・課が情報を提供する場合には、適切に情報提供できる
		よう、市対策本部が調整する。
	Α	●市民に対する新型インフルエンザ等に関する知識の広報に関すること(広報課)
	, ,	・保健所と連携し、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避
	I	「小性がに住って、」、「かい・・フル・・・マクノ自用・以上ノブファ、八比ので吐

		ける等の個人レベルでの感染対策や2週間程度の食料品等生活必需品の備蓄
		の勧奨をする。自ら新型インフルエンザ等の感染対策に関する知識の普及を
		・新型インフルエンザ等の発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要と
		なる対策等を、広報チームが一元的に、対策の決定プロセス、対策の理由、
		対策の実施主体を明確にするなど、新型インフルエンザ対策の重要性につい
		て市民の理解と関心を高めるための広報活動を行う。
		市民へ情報を提供するに当たっては、情報の届きにくい人にも配慮し、ホー
		ムページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体を活用し、理解しやすい内容で、
	_	できる限りリアルタイムに情報提供し、注意喚起を行う。
	Α	●報道機関への情報提供に関すること(広報課)
		必要に応じて、新型インフルエンザ等における対応状況等について、報道機
		関等に情報提供を行う。
	A	●外国人住民への情報提供及び対応に関すること (国際交流課)
		市内に居住する外国人に対し、情報を提供する。また、外国人からの一般的
		な問い合わせに答えられるよう予め準備をしておく。
	С	●在宅で療養する患者への支援に関すること(危機管理課)
		健康・高齢部、福祉サービス部、保健所が行う在宅で療養する患者への支援
		対策に関して支援・協力する。
	緊急	●要援護者への支援に関すること(危機管理課)
		健康・高齢部、福祉サービス部、保健所が行う要援護者への支援対策に関し
		て支援・協力する。
	緊急	●緊急事態宣言時に千葉県が行う措置の周知に関すること(広報課)
		千葉県内が緊急事態宣言の区域に指定された場合、千葉県が行う外出自粛の
		要請及び施設の使用制限の要請等の措置について周知を図るものとする。
		●指定行政機関等の長等に対する職員の派遣要請に関すること(危機管理課)
	緊急	新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態宣言措置を行うことができな
		くなった場合は必要により、原則として千葉県を経由し、指定行政機関の長
		等に対して職員の派遣を要請する。派遣要請は、総務部が行うものとする。
		●物資及び資材の供給要請に関すること(危機管理課)
		備蓄する物資及び資材が不足し、緊急事態宣言措置を行うことが困難である
	緊急	と認めるときは、千葉県知事に対し、必要な物資及び資材の供給について必
		要な措置を講じるよう要請する。
A T.D.I.T.Int. 2		
企画財政部	A	●庁舎施設の衛生管理に関すること(財産管理課)
		庁舎入口等に手指消毒剤を設置し、来庁する市民へ使用を勧奨するなど、庁
		舎の衛生管理に努めるものとする。
	Α	●公用車等搬送手段の確保に関すること(財産管理課)
	_	保健所の要請により、患者搬送及び検体搬送用の公用車を確保する。
	В	●緊急対策予算措置に関すること(財政課)
		新型インフルエンザ等対策を行うにあたって、緊急に必要となる資材につい
	_	て財源の確保をする。
	В	●新型インフルエンザ等対策関連資材の購入に関すること(契約課)

		新型インフルエンザ等対策を行うにあたって、緊急に必要となる資材につい
		て、関連部局の依頼に基づき購入する。
総務部	А	●兼務辞令に関すること(職員課)
		新型インフルエンザ等に係る相談業務、患者搬送、その他他課の応援が必要
		な業務の円滑な実施のため、必要に応じ兼務辞令を発令する。
	А	●職員の勤務・健康管理に関すること(職員課)
		・新型インフルエンザ等発生による業務への影響を把握するため、各課へ職員
		の健康状態や出勤状況の報告を依頼する。職場内で新型インフルエンザ等の
		発症者を把握した場合は、出勤停止の措置をとり、受診を勧奨する。
		・患者と濃厚接触した職員に対しては、必要に応じ休暇の取得の指示や外出自
		粛の徹底を要請する。
		・感染者との接触機会の低減を図るため、通勤手段の変更や時差式出勤、会議
		の中止等を検討し、指示する。
	А	◎職員への特定接種に関すること(職員課、保健総務課)
		未発生期に、特定接種対象所属及び対象者の選定、特定接種実施手順と体制
		を保健所と協議の上で整備し、新型インフルエンザ等の発生時には、基本的
		対処方針を踏まえ、対象者へ特定接種を実施する。
	В	●業務継続計画に基づく業務体制の総括に関すること(職員課)
		新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に係る執務可能な人員について
		定期的に各課からの報告を受け、状況の把握と業務継続計画の進行管理を行
		う。
	С	●職員配置の調整に関すること(職員課)
		職員の感染状況により、各課において業務を継続するに当たって必要とする
		人員の確保が困難となった場合は、同じ部局内で対応することとする。人員
		調整は各部局の筆頭課で行うこととするが、それでも対応ができない場合に
		は、総務部が全庁的な調整を行う。
	緊急	●他市町村長及び千葉県知知事等への応援の要求に関すること(職員課)
		新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなく
		なった場合においては、必要により他の市町村長や千葉県知事に対し応援を
		要請する。
	緊急	●事務の代行及び委託に関すること(職員課)
		新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなく
		なった場合においては、必要により、市が実施すべき新型インフルエンザ等
		対策の全部または一部の実施を千葉県知事に要請する。また、市長の権限に
		属する事務の一部を他の地方公共団体に委託する。
	緊急	●指定行政機関等の長等に対する職員の派遣要請に関すること(職員課)
		新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態宣言措置を行うことができな
		くなった場合は必要により、原則として千葉県を経由し、指定行政機関の長
		等に対して職員の派遣を要請する。
市民生活部	В	●犯罪の防止に係る情報提供等に関すること(市民安全推進課)
		混乱に乗じて発生する恐れのある犯罪を防止するため、警察と連携して犯罪
		情報を提供し注意喚起を図るとともに、適宜、警察に対して警戒や取締りを
		要請する。
	緊急	●埋葬及び火葬許可の特例に関すること(戸籍住民課)

		死亡届受理市町村以外の市町村でも、死亡診断書等により埋葬・火葬の許可
		が可能となる等の特例を国が定めた場合は、当該特例に基づき埋火葬に係る
		が可能となる等の特別を国力を助に場合は、当該特別に基づき達火葬に係る 手続を行う。
	^	●火葬体制の確保に関すること(環境保全課)
环境可 	A	
		平時より、最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料及びその備蓄量、
		並びに職員の配置状況等の火葬場の火葬能力について、四市複合事務組合に
		確認し把握しておく。
		千葉県内感染期では、火葬場の稼働時間延長等、可能な限り火葬炉を稼働す
		るよう要請する。
	С	●ごみ減量化の呼びかけに関すること(クリーン推進課)
		市のごみ処理体制の維持が困難な場合、市ホームページや広報紙等で市民・
	F2.5	事業者に対し、ごみの排出抑制について協力要請する。
	緊急	●一時的な遺体安置所の設置及び運用に関すること(環境保全課)
		死亡者が増え、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合
		には、千葉県からの要請により、予め準備をしておいた施設等を一時的な遺
		体安置所として設置する。設置に当たっては、千葉県に要請し遺体の保存の
		ために必要な保存剤や遺体からの感染を防ぐために必要な納体袋等の物資を
		確保するとともに、部内での応援による人員を確保し対応する。また、臨時
		遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置
		所の拡充を検討する。
	緊急	●埋葬に関すること(環境保全課)
		火葬の実施までに時間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、緊
		急の必要があると認めるときは、国の定めるところにより千葉県が実施する
		埋葬又は火葬に対し、千葉県からの要請に応じ適宜協力する。
経済部	Α	●鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に関すること(農水産課)
		未発生期に引き続き、国等が公表している鳥類、豚が保有するインフルエン
		サウイルスの情報を収集する。
	Α	●事業者への対応に関すること(商工振興課)
		• 市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を
		実施するよう要請する。
		・事業所に対し、手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケット、人混みを避
		ける、時差出勤等の基本的な感染対策を勧奨する。また、新型インフルエン
		ザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
	В	●公共交通機関の感染対策の要請(商工振興課)
		公共交通機関に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な
		感染対策を講じるよう要請する。
	В	●便乗悪質商法に対する啓発に関すること(消費生活センター)
		新型インフルエンザ等の発生に便乗する悪質商法に対して、注意喚起の啓発
		を行う。
	緊急	●生活関連物資等の価格の安定等に関すること(消費生活センター)
		新型インフルエンザ等のまん延に伴い、生活関連物資等の価格の高騰や買占
		め及び売惜しみが生じないよう、千葉県が行う要請等に協力する。また、必
		要に応じて市民からの相談窓口を設置する。
	緊急	●新型インフルエンザ等緊急事態に関する事業者等への支援の周知と相談に関すること(商

		工振興課、農水産課)	
		新型インフルエンザ等緊急事態において、市内事業者及び農林漁業者等が経	
		営不振等によって資金繰りに影響の出るおそれがある場合には、経営安定に	
		係る国及び千葉県の支援策を周知するとともに相談業務を行う。	
病院局	А	●病院職員の勤務・健康管理に関すること(医療センター)	
(医療センター)		・新型インフルエンザ等発生による業務への影響を把握するため、病院職員の	
		健康状態を把握する。病院内で発症者を把握した場合には、出勤停止の措置	
		をとり、受診を勧奨する。	
		・患者と濃厚接触者した職員に対する休暇の取得や外出自粛の要請、また、通	
		勤手段の変更や時差式出勤、会議の中止等について検討し、指示する。	
教育委員会	А	●教育委員会職員の勤務・健康管理に関すること(教育総務課)	
管理部		・新型インフルエンザ等発生による業務への影響を把握するため、教育委員会	
		内各課へ職員の健康状態の報告を依頼する。職場内で発症者を把握した場合	
		には、出勤停止の措置をとり、受診を勧奨する。	
		・患者と濃厚接触者した職員に対する休暇の取得の指示や外出自粛の要請、ま	
		た、通勤手段の変更や時差式出勤、会議の中止等については総務部と同じ対	
		応を図ることとし、職員へ周知する。	
学校教育部	А	●市立小中学校、高校、特別支援学校の感染対策に関すること(保健体育課)	
		手洗い・うがい・マスクの着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的	
		な感染対策を勧奨する。	
	А	●児童・生徒等の健康観察及び感染状況の把握に関すること(学務課、保健体育課)	
		幼稚園児や児童・生徒が体調不良となった時は、早めに休むよう呼びかける。	
		また、新型インフルエンザ等にり患した児童・生徒については速やかに学校	
		へ連絡をするよう保護者に伝えておく。	
	Α	●在外邦人への周知(保健体育課)	
		国・千葉県から要請があった場合は、市内の各学校等に対し、新型インフル	
		エンザ等の発生国に滞在・留学している邦人に感染対策や感染が疑われた場	
		合の対応等について周知徹底するよう要請する。	
	В	●学校行事の中止に関すること(指導課)	
		イベントや行事等多数の者が集まる事業については感染拡大の機会を減らす	
		ため必要に応じ中止する。	
	В	●市立小中学校、高校、特別支援学校の休校等の措置に関すること(保健体育課・指導課)	
		学校、保育所等における感染対策の実施に資する自安が国より示された場合、	
		関係機関に周知するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、学は2月20日の大きには、1980年に対して開発し、1980年に対して開発し、1980年によりにより、1980年によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	
		校保健安全法に基づく臨時休業(学校閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。	
		臨時休業の実施については、児童・生徒を通じて保護者に周知し、家庭での 感染対策 不要な別山を白まする等の物度を要請する。また、私立の批問	
		感染対策、不要な外出を自粛する等の徹底を要請する。また、私立幼稚園、	
		小・中・高等学校、大学等の設置者に対し、必要に応じた臨時休園・休業の 要請を行う。	
	緊急	緊急事態宣言時には、千葉県が行う学校、保育所等に対する施設の使用制限	
		の要請等に従うとともに、私立幼稚園・小・中・高等学校、大学等への周知	
		を図る。	
	緊急	●要援護者等への生活支援(保健体育課)	
		健康・高齢部、福祉サービス部及び保健所は、在宅の高齢者や障害者等の要	

		援護者について、関係団体等と協力し情報収集に努める。また、新型インフ	
		ルエンザ等の流行により介助者のいない児童については、学校教育部及び子	
		育て支援部が情報収集に努める。健康・高齢部、福祉サービス部、保健所、	
		子育て支援部及び学校教育部は収集した情報により必要があると認めた場合	
		は、国・千葉県と連携し、見回り、介護、訪問診療、食事(災害用備蓄食料	
		含む)の提供などの支援や死亡時の対応等について、医師会等関係団体と協	
		力して行う。医療機関への搬送が必要な場合は消防局へ要請する。	
生涯学習部	Α	●生涯学習施設及び社会体育施設における感染対策に関すること(社会教育課、文化課、青	
		少年課、生涯スポーツ課)	
		新型インフルエンザ等の感染予防を図るため、手洗い・うがい・マスクの着	
		用、咳エチケット等を強く勧奨する。また、施設入口等に手指消毒剤を設置 	
		し、来所する市民へ使用を勧奨するなど、施設の衛生管理に努めるものとす	
		ි වි.	
	В	●事業の中止に関すること(社会教育課、文化課、青少年課、生涯スポーツ課)	
		イベントや行事等多数の者が集まる事業については感染拡大の機会を減らす	
		ため必要に応じ中止する。	
消防局	А	●消防局職員の勤務・健康管理に関すること(総務課)	
		・新型インフルエンザ等発生による業務への影響を把握するため、消防局職員	
		の健康状態を把握する。職場内で発症者を把握した場合には、出勤停止の措	
		置をとり、受診を勧奨する。	
		・患者と濃厚接触者した職員に対する休暇の取得の指示や外出自粛の要請、ま	
		た、通勤手段の変更や時差式出勤、会議の中止等について検討し、指示する。	
	Α	●抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に関すること(総務課)	
		国からの要請により、十分な防御なく新型インフルエンザ等に曝露したと思	
		われる救急搬送職員に対して、必要に応じて医療機関が行う抗インフルエン	
		ザウイルス薬の予防投与に協力する。	
	Α	●救急搬送職員の感染対策に関すること(救急課)	
		救急搬送職員の感染対策として、マスク、手袋等の個人防護具を備蓄する。	
	Α	●患者の搬送及び移送に関すること(救急課)	
		帰国者・接触者外来への交通手段のない市民の搬送や感染症法に基づく移送	
		については基本的に保健所が実施するが、症状により搬送が必要な場合は、	
		保健所の要請により医療機関への搬送を行う。	
	С	●在宅で療養する患者及び要援護者の搬送に関すること(救急課)	
		健康・高齢部、福祉サービス部、保健所及び学校教育部より、医療機関への	
		搬送が必要な在宅で療養する患者又は要援護者の搬送要請を受けた場合は、	
TV25+0	_	医療機関への搬送を行う。	
税務部	Α	●保健所が行う感染対策への応援に関すること	
地方卸売市場		A~Bの発生段階 健康院は記述の表のエニカリング	
都市計画部		健康監視対象者のモニタリング*********************************	
都市整備部		• 検体搬送業務 ※素/c=**	
道路部		消毒作業ご クスカー	
下水道部)	データ入力Appropriété (1997)	
建築部	В	●部内及び他部局への応援に関すること	
議会事務局			

	T	
選挙管理委員会事務局		
監查委員事務局		
m=27(+13)=9		
農業委員会事務局		
及未及另五手切问		
会計課		
云山木		

市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から 人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はなく、特措法の対象ではないが、 新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策を準備しておく。

(1) 実施体制

国内において鳥インフルエンザが人に感染し発症が認められた場合には、国・千葉県と連携し、速やかに情報の集約・共有を行い、必要に応じ、船橋市健康危機管理対策委員会を開催し、感染症法及び国の通知に基づき、人への感染対策に関する措置について協議・実施する。(保健所、関連部局)

(2) サーベイランス・情報収集

1. 情報収集

鳥インフルエンザに関する国内外の情報を、インターネット等により収集する。得られた情報は 速やかに関係部局に伝達する。(保健所、経済部)

2. 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(保 健所)

(3)情報提供・共有

- 1. 市内において、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国・千葉県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。(保健所)
- 2. 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を 行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められ、国から、海外における発生状況、国に おける対応状況等について情報提供があったときは、関係部局で情報を共有するとともに、市民 に積極的な情報提供を行う。(保健所、経済部)

(4) 予防・まん延防止

1. 患者及び接触者等への対応等

- ① 鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、外出自粛を要請する。 (保健所)
- ② 疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)を実施する。(保健所)
- ③ 必要に応じて国に、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請し、積極的疫学調査を実施す

る。(保健所)

2. 家きん等への防疫対策

- ① 鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、千葉県が行う県内の農場段階での衛生管理の徹底等の措置に協力する。(経済部)
- ② 市内で家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、以下の対策を実施する。
 - 千葉県が行う防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)に協力する。(経済部)
 - 防疫従事者等の健康調査を実施する。(保健所)

(5) 医療

1. 市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合、医療機関に対し適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。(保健所)
- ② 必要に応じ、患者の検体を千葉県衛生研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等について依頼する。(保健所)
- ③ 感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、入院その他の必要な措置を講ずる。(保健所)

2. 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を 行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- 国からの要請により、以下について実施する。
 - 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、 保健所に情報提供するよう医療機関等に周知する。また、得られた情報を国及び千葉県へ 報告する。(保健所)
 - 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。 (保健所)

【用語解説】

※五十音順

○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)というのは、これらの亜型を指している。)

〇 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ 等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関

ー類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる 医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関と して都道府県知事が指定した病院

*結核指定医療機関

結核患者対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

〇 帰国者•接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接種者であって、発熱・呼吸器症状等を有する ものを対象とした外来。

新型インフルエンザ等の患者とそれ以外の患者を振り分けることで、まん延をできるだけ防止するということを目的としている。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者であって、発熱・ 呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するため の相談センター

本市は、一般の相談業務も兼務するため、名称を「船橋市新型インフルエンザ等相談センター」としている。

〇 業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)

災害や事故など不測の事態を想定して、業務継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ作成しておく計画のこと。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment:PPE)及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に人の感染症に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

〇 死亡率(Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザり患して死亡した者の数。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す通常のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ(A/H1N1)/インフルエンザ(H1N1)2009

2009 年(平成 21 年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。2009 年(平成 21 年)4月の時点で、感染症法に基づき、厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等感染症の発生として公表し、以降、「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 年(平成 23 年)3月に厚生労働大臣は、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと等により、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し、新型インフルエンザ(A/H1N1)については、季節性インフルエンザとし

て扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

〇 新感染症

人から人に伝染すると、認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病と その病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程 度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与 えるおそれがあると認められるものをいう。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項)

〇 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

O 致命率(Case Fatality Rate)

ここでは、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、 傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

〇 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスのうち H5N1 亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ(H5N1)」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。また、H7N9 亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ(H7N9)」といい、近年中国を中心に症例が報告されている。

感染症法においては、鳥インフルエンザの病原体が人の感染症を引き起こした場合、それがH5N1亜型、H7N9亜型であれば、二類感染症の鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)として扱われ、それ以外の亜型であれば四類感染症として扱われる。

〇 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の感染が疑われる者。

〇 パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザ等のパンデミックは、ほとんどの人が 新型インフルエンザ等のウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人 へ効率よく感染し、世界的大流行となることを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザのウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

〇 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原性が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生態、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザのウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザのウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1 中型の鳥インフルエンザのウイルスを用いて製造)

O PCR(Polymerase Chain Reaction:ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画 平成30年11月

発 行 船橋市健康福祉局保健所保健総務課

〒273-8506

千葉県船橋市北本町1-16-55

TEL 047-409-3668

FAX 047-409-3592

E-メール ho-somu@city.funabashi.lg.jp